

平成25年第3回平群町議会

定例会会議録（第1号）

招 集 年 月 日	平成25年6月4日	
招 集 の 場 所	平群町議会議場	
開 会 （ 開 議 ）	6月4日午前9時5分宣告（第1日）	
出 席 議 員	1 番 井 戸 太 郎 3 番 奥 田 幸 男 5 番 植 田 い ず み 7 番 高 幣 幸 生 9 番 山 田 仁 樹 1 1 番 繁 田 智 子	2 番 戎 井 政 弘 4 番 森 田 勝 6 番 山 口 昌 亮 8 番 窪 和 子 1 0 番 下 中 一 郎 1 2 番 馬 本 隆 夫
欠 席 議 員	な し	
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 副 町 長 教 育 長 会 計 管 理 者 理 事（政策推進課長） 理 事（総務防災課長） 理 事（都市建設課長） 理 事（教育委員会総務課長） 税 務 課 長 住 民 生 活 課 長 健 康 保 険 課 長 福 祉 課 長 観 光 産 業 課 長 上 下 水 道 課 長 総 務 防 災 課 参 事 教 育 委 員 会 総 務 課 参 事	岩 崎 万 勉 山 中 淳 史 森 井 惠 治 瓜 生 浩 章 大 浦 孝 夫 今 村 雅 勇 植 田 充 彦 西 本 勉 経 堂 裕 士 城 光 良 上 田 武 司 塚 本 敏 孝 寺 口 嘉 彦 島 野 千 洋 橋 本 雅 至 村 社 仁 史
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議 会 事 務 局 長 主 幹 書 記	西 脇 洋 貴 田 中 裕 美 乾 恵 美

町長提出議案の題目	<p>報告第 3 号 議会の委任による専決処分の報告について (和解及び損害賠償の額の決定について)</p> <p>承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて (平成 25 年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第 1 号)について)</p> <p>議案第 36 号 平群町税条例の一部を改正する条例について</p> <p>議案第 37 号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について</p> <p>議案第 38 号 平成 25 年度平群町一般会計補正予算(第 1 号)について</p> <p>議案第 39 号 平群町公共下水道 6 号幹線 1 工区工事の請負契約の締結について</p> <p>議案第 40 号 土地所有権移転請求等に関する訴えの提起について</p> <p>同意第 1 号 公平委員会委員の選任に同意を求めることについて</p> <p>同意第 2 号 教育委員会委員の任命に同意を求めることについて</p> <p>同意第 3 号 教育委員会委員の任命に同意を求めることについて</p> <p>認定第 1 号 平成 24 年度平群町水道事業会計決算の認定について</p>
請願	<p>請願第 1 号 家庭ごみの有料化実施の凍結を求める請願書</p>
議員提出議案の題目	<p>発議第 6 号 平群町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例について</p>
議事日程	<p>議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。</p>
会議録署名議員の氏名	<p>議長は、会議録署名議員に次の 2 名を指名した。 11 番 繁田 智子 12 番 馬本 隆夫</p>

平成 25 年 第 3 回 (6 月)
平群町議会定例会議事日程 (第 1 号)

平成 25 年 6 月 4 日 (火)
午 前 9 時 開 議

- | | | |
|--------|----------|--|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | | 諸般の報告 |
| 日程第 4 | 報告第 3 号 | 議会の委任による専決処分の報告について
(和解及び損害賠償の額の決定について) |
| 日程第 5 | 承認第 5 号 | 専決処分の承認を求めることについて
(平成 25 年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算 (第 1 号) について) |
| 日程第 6 | 議案第 36 号 | 平群町税条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 7 | 議案第 37 号 | 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
について |
| 日程第 8 | 議案第 38 号 | 平成 25 年度平群町一般会計補正予算 (第 1 号)
について |
| 日程第 9 | 議案第 39 号 | 平群町公共下水道 6 号幹線 1 工区工事の請負契約
の締結について |
| 日程第 10 | 議案第 40 号 | 土地所有権移転請求等に関する訴えの提起につい
て |
| 日程第 11 | 同意第 1 号 | 公平委員会委員の選任に同意を求めることについ
て |
| 日程第 12 | 同意第 2 号 | 教育委員会委員の任命に同意を求めることについ
て |
| 日程第 13 | 同意第 3 号 | 教育委員会委員の任命に同意を求めることについ
て |
| 日程第 14 | 認定第 1 号 | 平成 24 年度平群町水道事業会計決算の認定につ
いて |
| 日程第 15 | 請願第 1 号 | 家庭ごみの有料化実施の凍結を求める請願書 |

平成 2 5 年 第 3 回 (6 月)
平群町議会定例会追加議事日程

(第 1 号の追加)

追加日程第 1 号 発議第 6 号 平群町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する
条例について

開 会 （午前 9時05分）

○議 長

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、これより平成25年平群町議会第3回定例会を開会いたします。

町長、招集の御挨拶をお願いします。はい、町長。

○町 長

皆さん、おはようございます。平成25年第3回平群町議会定例会の開催をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かと御多忙のところお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

ことしも農家では田植えの準備が始まり、のどかな田園風景が見られる季節となつてまいりました。

さて、先月の出納閉鎖の結果、平成24年度の一般会計の実質収支は1億7,850万円の黒字決算となりました。しかし、23年度の実質収支2,795万円を繰り越していることから、24年度の単年度収支額は1億5,055万円の黒字となります。ただし、歳入のうち、財産収入、土地売り払い収入として2億228万円があることを十分に認識しなければならないと考えるところであり、この財政危機を乗り切っていくためには、今年度におきましても、予定どおり土地の売却を実施してまいりたいと考えております。同時に、恒常的な赤字体質からの脱却に向けまして、新行財政改革大綱の策定も年度内の早い段階で取りまとめたいと考えております。

小学校の再編成につきましては、平成26年度に新しい学校としてスタートさせるために、東小学校・西小学校再編成検討協議会を24名の委員をもちまして設置し、第1回の会議を5月13日に開催したところであります。今後、課題となっております校名、校訓、校章を初め、教育課程やPTA、組織の課題、制服、制帽、体操服など、多くの課題の解決に向けて協議を進めてまいります。

幼保一体化につきましては、3月に設計業者を決定し、基本計画、基本設計の策定に取り組んでおるところであります。現在は、幼稚園、保育園の現場の先生方と施設の基本設計や運営面での計画について精力的に協議を行っているところであります。また、県など関係機関などとも協議を進めているところであります。

第5次総合計画の概要版につきましては、7月広報と同時配布を予定しております。また、この総合計画の目指すまちづくりにつきまして、住民の皆様

報告するための住民説明会を、6月29日土曜日午前10時から中央公民館において開催する予定をいたしております。今後、住民の皆様と心を通わせながら、協働のまちづくりを推し進めていき、高齢者から子どもまでが安心して暮らせる、緑豊かで心豊かな、子どもの歓声が聞こえるまちを目指してまいります。

さて、本定例会では報告案件が1件、専決処分の承認案件が1件、条例改正が2件、平成25年度平群町一般会計補正予算が1件、その他議決議案が2件、人事の同意案件が3件、平成24年度平群町水道事業会計決算の認定案件が1件の合計11件の御審議をお願いいたしております。いずれも慎重審議いただきまして、それぞれ承認、可決、同意、認定賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長

これより本日の会議を開きます。

(ブー)

○議長

本日の議事日程は、お手元に配付いたしております議事日程表のとおりです。本日の議事日程の朗読を求めます。はい、局長。

○局長

議事日程報告 議事日程表のとおり

○議長

ただいまの報告のとおり、日程表に従い議事を進めてまいります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により11番、繁田君、12番、馬本君を指名いたします。本定例会会期中よろしく願いいたします。

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期は、過般の議会運営委員会で内定しておりますとおり、本日から6月14日までの11日間といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月14日までの11日間と

決定いたしました。

会期の内容の報告を求めます。局長。

○局長

それでは、会期の内容について御報告申し上げます。

6月4日(火) 本会議(初日) 午前9時より

一般質問の通告締め切り4日午後5時ということで取り扱いをいたしたいと思えます。

6月5日(水) 空いてございます。

6月6日(木) 決算審査特別委員会 午前10時より

6月7日(金) 文教厚生委員会 午前10時より

6月8日(土) 休会でございます。

6月9日(日) 休会でございます。

6月10日(月) 空いてございます。

6月11日(火) 本会議(一般質問) 午前9時より

6月12日(水) 本会議(一般質問) 午前9時より

6月13日(木) 空いてございます。

6月14日(金) 本会議(最終日) 午後2時からでござ

います。

以上でございます。

○議長

日程第3 諸般の報告を行います。

5月23日開催されました議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員会委員長、山口君。

○議会運営委員長(山口昌亮)

去る5月23日午前10時より、第3回定例会の運営についてを協議する議会運営委員会を開催いたしました。内容につきましては、先ほど局長のほうから報告があった、きょうから始まります定例議会の会期、それから議案の内容、さらに委員会付託議案、そして決算委員会の設置と、それに伴う委員の選任等について、それぞれ内定いたしました。

以上です。

○議長

続きまして5月31日開催されました文教厚生委員会の報告を求めます。文教厚生委員長、窪委員長。

○文教厚生委員長(窪 和子)

文教厚生委員会から御報告させていただきます。去る平成25年5月31日

金曜日午前10時より文教厚生委員会を開催させていただきました。案件につきましては、お手元に配付いたしておりますとおり、清掃センター埋設灰に係る環境対策についてでございます。

以上です。

○議長

次に、町より報告事項があります。

まず、予備費の充用について報告を求めます。副町長。

○副町長

議長のお許しを得まして、予備費の報告をさせていただきます。

まず初めに、平成24年度及び平成25年度予備費充用につきまして、報告漏れがございましたことをお詫び申し上げます。大変申しわけございません。以後このようなことがないように、十分注意を払ってまいりたいと考えております。

それでは、報告させていただきます。まず、平成24年度予備費充用でございますけれども、平成25年3月25日付けで、ウォーターパーク内監視カメラの修繕のため、教育費の保健体育費に62万2,000円を充用させていただいております。続きまして、平成25年度予備費充用につきまして、平成25年4月1日付けで、信貴畑の治山工事实施のため、農林水産業費、農林業振興費の工事請負費に158万5,000円を充用させていただいております。

以上、平成24年度1件、平成25年度1件の合計2件を予備費から充用させていただきましたので、御了承のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長

次に、繰越明許費繰越計算書について、平成24年度平群町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告を求めます。政策推進課長。

○政策推進課長

繰越明許費繰越計算書について報告

○議長

続いて、平成24年度平群町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長

繰越明許費繰越計算書について報告

○議長

続きまして、平群町土地開発公社の経営状況並びに財団法人平群町地域振興センターの経営状況の報告を求めます。総務防災課長。

○総務防災課長

土地開発公社、地域振興センター事業報告

○議長

以上で諸般の報告を終わります。

続きまして、

日程第4 報告第3号 議会の委任による専決処分の報告について
(和解及び損害賠償の額の決定について)

報告を求めます。総務防災課長。

○総務防災課長

失礼いたします。

報告第3号 議会の委任による専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、
同条第2項の規定により報告する。

平成25年6月4日報告

平群町長 岩崎 万勉

めくっていただきまして、専決処分書でございます。

和解及び損害賠償の額の決定について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された
町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

平成25年5月22日

平群町長 岩崎 万勉

次のページめくっていただきまして、

和解及び損害賠償の額の決定について

平成25年5月13日午後1時30分頃発生した、町道白石畑路線、これは
旧の椿井林道でございます。を走行していた、それのですね、町道白石畑路線
の平群町椿井1570-1番地付近において、落石による通行車両のフロント
ガラス破損事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するもの
とする。

1 損害賠償の額 14万5,488円

これにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、車のフロントガラスに
落石によりひびが入ったということで、そのフロントガラスの修理代として損
害賠償の額14万5,488円を、損害賠償保障保険により対応いたしまして、
和解した事案の報告でございます。

以上でございます。

○議長

日程第5 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて

(平成25年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別
会計補正予算(第1号)について)

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。税務課長。

○税務課長

承認第5号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○6番

いま、24年度の決算、収支が確定したということで、289万7,000円の黒字で、繰り上げ充用が2,394万5,000円という説明でしたけれども、ここ数年見ると、21年度が単年度でいうと赤字、22年度が黒字、それから23年度が赤字、24年度、昨年度ですね、黒字と。交互に来てるんですけれどね、まず最初に、単年度収支として、金額的には289万7,000円、300万足らずですけれども、この黒字の要因というのは、どういうことになりますか。

○議長

税務課長。

○税務課長

この黒字の要因と申しますのは、以前にも御報告をさせていただいておりますように、2件の競売申し立てを現在行っております。1件、いわゆる家が売却されてですね、その配当が約550万、裁判所のほうから配当を受けました。もう1件はですね、いま現在、競売中ということで、まだ確定はしておりませんが、ほぼ売却できる予定ということで伺っておりますので、今後ですね、どうしてもやっぱり債務の整理というんですか、をこういう形でしなければならぬという事態になっておりますけれども、引き続き債権の整理をあわせて図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長

山口君。

○6番

年々、残高は減っていくと。町から国へ返す残高もですね、昨年度で見ると、1億3,700万ほど、あと、元金ということになります。21億近く借りて、これだけに下がってきてると。一方、住民のほう、借りた人たちが返す金

額も年々減って、昨年度は2億7,900万という説明でしたけれども、この3月末ですね、24年度末のですね、国への償還残高、元金で結構ですけども。それから住民からですね、町があともらうべき返済残高ですね。

それともう一つは、滞納も昨年度で1億3,000万ちょっとあったというふうな説明でしたけれども、それが年度末でどのようになっているのか。その3点について、数字も含めて説明していただけますか。

○議長

税務課長。

○税務課長

3点の、いま、御質問をいただきました。1点目は国への償還、いわゆる地方債の償還残でございますけども、元金といたしましては、残りですね、1億694万が残り、地方債の償還残高になっております。

それから、あと返済をしていただく予定額が、2億4,211万7,951円と、それから過年度分の要するに滞納分でございますけども、いま現在、滞納としては1億3,181万9,560円という数字でございます。

○議長

山口君。

○6番

これも年々減ってるということで、ある程度順調にいつてるといふふうに思われますけれどもね、これに伴って、先に聞いておけばよかったんですが、一時借りが発生してるのかどうかということと、今後の見通しとして、あと10年切った、七、八年で多分終わるんだろうと思うんですが、一応滞納がまだそれでも1億3,100万あるという、これも減ってるんですけども、あるということなんでね、その辺、最終的な見通し、これも毎回聞いてますが、大体いけそうだという答弁いつもいただいているんですけどね、いまの時点でもそれは変わらないのかどうか。その辺をもう少し説明していただければというふうに思いますが。

○議長

税務課長。

○税務課長

一時借入れということでございますけども、特別会計の中では、いま現在、特に一時借入れというのは行っておりません。

それから、将来の要するにシミュレーションでございますけども、単年度ごとに赤字あるいは黒字というふうに、いま現在繰り返しておりますけども、私どもの、いま、つかんでいる返済も含めて、それから地方債の償還の返済も含

めてですね、基本的には、特別会計の予算の中でしまいしていきたい、できるというふうに思っております。

以上です。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより承認第3号について採決を行います。

本案については、原案どおり承認することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり承認することに決しました。

日程第6 議案第36号 平群町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。税務課長。

○税務課長

議案第36号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○6番

ややこしいのはいいんですけど、平群町に関係するところをね、例えば、ふるさと納税は、昨年度はわかりませんが、23年度はたしかゼロという報告で

したから、よっぽど人気がないのかどうか知りませんが、直接関係しない。影響額があるなら、ちょっと、24年度、もし、ふるさと納税が幾ばくかあってですね、影響があるなら、それを説明していただきたい。特に聞きたいのは、延滞金の利率の見直し。いままでサラ金並みの利率取ってますからね。血も涙もなく。平群町も同じようにやっておられますが、私は当然、引き下げるのは、いいことだというふうに思います。逆に還付金の還付加算金、いままで4.3が2.0になる。これに引っかけって、もちろん今回の改正が出てるんですが、要するに後で還付してもらうほうが市中金利よりもむちゃくちゃ高いから、そっちのほうが有利だということで、こういうことが横行してたということもニュースで見えますが、そういうことだというふうに思うんですが、そこでさっき徒過し、履行延滞、聞いてると、1カ月を過ぎた分について、いままで、1カ月までは4.3を3.0に。それを過ぎるものについては、14.6を9.3にすることだというふうに思うんですが、徒過し、履行延滞というのが、ちょっとわかりにくかったものですから、その辺の説明をひとつしていただきたいのと、それから、いま、この間いろいろ議論してきましたが、平群町、特に個人住民税の税収が非常に落ち込んでいますね、もちろん個人住民税もそうですし、国保税、それから固定資産税などの税ですね。それに水道や家賃などの滞納、非常に数多く存在するというのが、この間いろいろ議論もしましたし、問題にもなってきました。平群町の延滞金の収入っていうのは、細かいことはわかりませんが、決算書では全部わからないですけれども、以前聞いたところ、大体、毎年数百万円あるということなんです、その実態っていうのは一体どのようなものなのかね、金額だけでなくですね、具体的な事例も含めて、この間、銀行口座の差し押さえなどもやってるという話も聞きますから、その辺ですね、差しさわりのない程度で結構ですが、どのような取り立てをやって、その数百万、もう出ていけば、24年度ですね、延滞金で徴収した額は幾らになるのか。それも含めて説明いただけますか。

○議長

税務課長。

○税務課長

先ほど延滞金の御質問でございますけども、法定納期限が徒過し、履行延滞となった納税者に課せるもの。税務用語の中では、徒過という言葉を使うことが、余り使わないんですけど、税務用語の中で使うと。いわゆる過ぎるという意味でございますので、基本的には1カ月までは現行の4.3が3%になる。それを過ぎれば、現行の14.6が改正9.3ということで御理解いただきたいというふうに思います。

それから、先ほど、山口議員さんの延滞金の徴収はどのようにしてるのか、例も挙げてということの質問でございますが、督促を発付するときには、基本的には延滞金もつけて発付をする分の収入ももちろんございますし、過年度分におけるときにですね、例えば差し押さえ等を執行した場合にですね、延滞金も含んで全て徴収していくということで、当然、本税イコール本税に絡んでくる延滞金というのは、国税は延滞税です。地方は延滞金というふうに言ってるんですけども、そういう意味では、本税に付随する延滞金というこのパーセントで計算した分は、全て徴収してるということで御理解いただきたいと思えます。

それから、平成25年度、いま現在の延滞金の徴収額というのはちょっといま手元に持っておりませんので、まだ25年度始まったばかりですので、24年度ですね。私、いま手元に持っているのは、19から23年度の方でございますので、それで、23年度で申しますと、国民健康保険税も入れますとですね、752万7,000円であります。内訳はですね、町民税で101万7,000円、固定資産税で165万6,000円、軽自動車で7万3,000円、国民健康保険税で478万1,000円、合わせて752万7,000円ということになっております。24年度については、後ほど調べましてですね、御報告させていただきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

○議長

山口君。

○6番

国保がすごいね。これは雑収入、雑入ですよ。当然、当初予算ではゼロですよ、当然ね。何ぼか見てるのか。初めから見てるわけね。当初予算見たらとりあえず、幾ら入るかは予測できない。ただ、前の滞納があるから、それを収入するということで計算していけば、ある程度出るかもわからないですけど。ちょっとね、もちろんこれは税を払わない、または使用料を払わない人に対する制裁、ペナルティーということですよ。それはもちろん、昔は余りなかったんですが、ここずっとあるということで、本体が、さっき本税とおっしゃった。本税、それから本体の使用料。こういうものを全部払ってしまえばですね、本来、滞納徴収金、滞納延滞金というのはですね、徴収しなくてもいいんじゃないかというふうに思うんです。何でかということ、過去もそういうことをやってたし、私、この間、平群町の取り立てが余りにも厳しいものですから、近隣もちょっと聞いてみました。もちろん法律で決まっていることですから、それぞれ延滞金を徴収されてます。ただ、条例の中ですね、それぞれの事情を鑑みて、町長の裁量ということになりますけれども、そういうことで一定減額した

り免除したりということが、いろいろ行われています。近隣で聞くとね、これはあれですけども、特に国保では、ほとんど取っていないというのが実態なんです。取っていないって変な言い方ですけど、要するに本体が入れば免除するっていう。国保で何でそうなんのかって聞いて、その答えが返ってこなかったんですが、斑鳩がそうだって言ってました。あともう1カ所、名前忘れましたが、とにかく7町の中で2町ぐらいがそういうやり方。ただ、平群町の場合はひどいですね。国保で年金差し押さえ、要するに口座差し押さえ。年金入った日に口座を差し押さえ。前も1回言いましたけど、間違っって差し押さえしたということもありましたよね。2年前でしたか。だからね、ちょっとね、平群町の住民の方の、要するにかけてるわけですよ。だから本税が返ってきたのなら、あとの延滞金についてはですね、しっかりと当事者で話し合っってやっっていく必要が私はあると思うんです。今回、税率が来年1月1日から、ほぼ5%ちょっと下がるわけですけどもね、これを機会にね、その辺のマニュアルというか、そういうものをやっぱり町のほうでしっかり持っっていただきたい。もちろん、悪質な、あるのに払わないというのは別ですけども、そんなんほとんどまれなんです。生活が大変になっってっていうのは、この間の平群町の税収の推移見てただけでもわかりますから、その辺でちょっとね、もっつ懇切丁寧になっですね、その人の生活実態も含めて丁寧に対応すべきではないかというふうに思うんですが、これは税務課長が答弁するのがいいのか、町長か副町長あたりが答えていただければですね、やっぱり住民の方に対してですからね、別にどっかよそから来た人に対してかけてるわけは、ほとんどないわけですから、ほとんど町民の方ですから、その辺の対応について、きちんとしたマニュアルを、いまマニュアルあるっっておっしゃるんだらうけれども、もうちょっと懇切丁寧になっですね、住民の方の、例えば全国的には、この間も餓死だらうと思われるような事件も発生してますよね。あれは生活保護に絡んでだとかいうのもありますけれども、その辺も含めてね、こういう収納についてはですね、本当にきめ細かな対応が必要だというふうに思うんですが、その点、町長の見解というか、どのように考えておられるかお聞かせいただけますでしょうか。

○議 長

税務課長。

○税務課長

私のほうから答弁をさせたいと思います。

そもそも延滞金の考え方というのは、国のほうではですね、この法律の改正をするときに議論されたのはですね、現行の年14.6%の利率は期限内に納付した者との公平を図るための利息の部分と早期納付を促すための部分とで構

成されている、もともと。それはどういうふうに構成されてるかと申しますと、それぞれそれは7.3%ですよという国の考えでございます。それをいま現在の市中金利が要するに銀行が企業等に返さず平均金利、いま現在、0.9から1%ぐらいになりますので、そういう低金利の中で、早期納付を促す7.3%を残して、あとの金利が安い、低金利時代ですので、そこへ2%が上乘せされて9.3というような形の構成ということになります。先ほど、基準というのがあるかということも含めてですね、当然、延滞金の免除というのは町長の裁量権、地方税法では裁量権にゆだねておりますので、ただ、絶対免除、それから裁量免除と2通りございます。当然、納付時に資力がない、生活保護にかなり近い、そういったところでの免除っていうのは、もちろんありますし、それはどうしてそれを見きわめると申しますと、やはりその調査に基づいて、銀行も含めて調査をして、本人との資力の調査ももちろんやらなければなりませんけども、そういう意味では適切に対応をするということで、今後していかなければならないし、現在もそれにとということですのでしておりますから、そういう意味では、もう少しですね、各課連携をしながら、そこはきちんと対応していきたいなというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○議 長

山口君。

○6 番

数字のことももちろんあるんですけどもね、私が言いたいのは、最後、いま課長答弁した対応の問題で、全部免除しろと言ってるわけじゃないんです。もともと生活が大変で払えないから滞納してるんでね、その人のほうが今度は最終的には本来払う金額より多く払わなければならないということになるわけですよ。ごつつ矛盾した話なんですね。ただ、もちろん、おっしゃるように何もなしで無理してでも払ってる人もたくさんいるんだから、平等から言えばですね、全くおかしいということには、もちろんならないかもわかりませんが、先日も国保のことで実際に相談あったと思うんですけどもね、そのときには、その人は大阪市の滞納もあってですね、その資料も持っておられました。それを見ると、大阪市の滞納した当時の生活実態を調査してですね、本税はもちろん払ってもらうけれども、それ終わった時点で延滞金については完全に免除する。数万か何十万、20万ぐらいある。ちょっと金額は覚えてないです。そういうのは、いま問題の橋下徹市長の名前で通知されてたのを見ましたが、そういうね、ほんで先ほど言いましたように、斑鳩町では国保の場合と言いましたけど、これははっきりそうだと私も言い切りませんが、聞いた話がそういうふうに、機械的にしてるということではないですが、主にはそうなってると

というようなことなので、ちょっとね、特に国保なんかは本当に医者へ行くためにはですね、何とかちょっとでも払って短期証でももらうしか、病気にかかっている人はですね、そういうのもあるわけですから、ちょっとね、その辺はもうちょっと私は、この間、私が感じた、全部が全てそうだとは言いませんけれども、平群町の対応は相当機械的な部分があるのではないかというふうに思っていますので、その辺は、いま、課長が答弁されたようなことですね、ちょっときちんとした対応、懇切丁寧な対応をしていただきたいということは、これはお願いしておきたいというふうに思います。

それから、もう一つは個人住宅ローン。いま、相当丁寧な説明があったんで、聞きたかったのは影響額。昨年度は1,000万ということでしたけれども、これはさっきから盛んに消費税、来年4月8%、増税との関連ってこう言うんだけれども、じゃあ、先延ばしすることもあり得るわけですから、来年4月から絶対上げるということは決まってないのでね、もし、これが、じゃあ先延ばしになったら、ここもまたもとに戻るの。そういう理解でいいんですか。私が聞いてたのは、もともと税源移譲が平成19年でしたか、住民税が10%に平準化された。それに伴って、こういう措置がとられたというふうに思っているんですが、いまの課長の説明では、上限を上げたのは消費税にかかわってというようなことなんですけれどもね、じゃあ、それはまだはっきり絶対上がるって決まってないのに、一方でこれを、もう来年1月1日から、所得税はもう既にことしから始まってますから、地方税の場合、来年6月からになるんですか。そういう実施するということになるのかどうか。その辺、ちょっとわかりにくかったもんですから、もう一度そこだけ説明していただけますか。

それと、そのほかの、いま説明、ここの提案理由で説明された点については、平群町への影響、ないんだったら全部ないで結構ですが、あるんだったらどの程度あるのか、それもあわせて説明いただけますでしょうか。

○議長

税務課長。

○税務課長

すみません、私の説明の中でですね、いま現在、9万7,500円引き切れるというのは、消費税というふうにとられた傾向もあるかもわかりませんが、先ほど、山口議員が御指摘いただきました、もともとその9万7,500円というのは、税源移譲に絡むもののいわゆる控除ということで御理解いただきたいと思います。

そもそもですね、個人住民税というのは、いわゆる地方への負担、ここで住む方の負担という観点で住民税のそもそもの原則であります。ところが、所得

税から引き切れてなかったのを住民税から引くってというのは、所得税から引き切れないから住民税から引くってというのは、国の施策の苦肉の策かなというふうに思っておりますが、先ほど申しましたように、今回の住宅ローンの控除は、先ほど山口議員さんが御指摘ありましたように、平成26年4月から8%、それから27年10月から10%、消費税のということでの処置でありますので、これは27年1月1日から施行ということになりますから、そこは住民税とのずれは1年ございますけども、要するに、施行が27年1月1日からの施行でございますので、いま、その間にですね、先ほど山口議員さんに御指摘いただきました消費税と云々につきましてはですね、また国のほうの施策のところかなというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

それから、提案理由の何件か説明させていただきましたけども、いわゆる東日本大震災あるいは優良住宅、公益法人、この関係等については、現在、平群町のほうでは影響がございませんので、御理解いただきたいと思います。

○議 長

ほか、ございませんか。馬本君。

○12番

山口君ね、いま、その延滞金について、金利を免除したろやないかとか、いろいろこの議論、いま、出てるわけや。しかしね、よう考えてや。この議論出るっていうことは、私も議会議員として22年目、ちょっと過ぎましたけども、いろんな決算において、未収金こんだけあるやないかと。厳しく追及され、行政が。当たり前なことや。それに対して行政側が、それでは善意の納税者に対して申しわけないということで、強化された経緯があるわけや。いまでも強化されてる。それは法のマニュアルに基づいて、一定のマニュアルに基づいて徴収をされておる。これね、山口君、いま、その意見出たやろ。これはね、逆に裏返したらね、行政ようやってるなど。私はそういうふうに評価してるで。そういうふうにとれるで、逆に。例えば、今回、水道決算あるけども、それは生活保護者の方もいろいろ、わしら未収金の関係いろいろあります。けれどもね、生活保護受けはって、一時その徴収を停止するわけや、申し出あってな。例えばいろんな対応、議会でいろいろ今度委員会で聞いてくれはると思うけど、わし、監査委員で、機会あったら皆報告するけども、確約書つくって、過年度分を徴収していつてるわけや。それでな、ちょっと一つ忘れてたらあかんのがな、要するに善意の納税者って何やって。皆血税や。国保でも皆一緒。そこで、そら元金だけ取って、それで延滞金はもう免除したったらどうや。この議論はね、なかなかええ議論やと思うてんねん。それをする、しない別ですよ。これは町長の権限。けれども、ここまで平群町が行政の方が徴収に努力されたという成

果をいま明らかになったように私は思います。そうでなかったら、その議論出ません。いままで未収金、こんだけある、滞納あるやないかと。この特別会計について反対する。何やかんや22年間の間にいろいろありました。いまも記憶に残っております。町長、そこでね、税務課長としては、ようやっってはるなど。それに対して町長もよう努力していただいてるなど。あとはね、これはね、善意の納税者との整合性よう考えて、慎重にしてね、今後、また議会とも対応していただきたいなというふうに思います。一定、私自身、徴収努力に成果されてるといことが、この議場に明らかになったということだけ、ここで述べときます。そういうことです。

○議 長

税務課長。

○税務課長

先ほど、24年度の延滞金の収入額を御報告させていただきます。

町税、いわゆる国民健康保険税を除きます町税で1,373万1,460円、町税で延滞金を徴収しております。

以上であります。

○議 長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第36号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決しました。

日程第7 議案第37号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。健康保険課長。

○健康保険課長

議案第37号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
続いて、これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第37号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決しました。

それでは、休憩に入りますけれども、高幣議員ほか3名より発議第6号 平群町乳幼児等医療費助成条例が提出されました。発議第6号の取り扱いについて、議会運営委員会を開催するために、10時40分まで休憩といたします。

(ブー)

休 憩 (午前10時18分)

再 開 (午前10時40分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

(ブー)

○議 長

先ほど開催されました議会運営委員会の結果の報告を求めます。山口君。

○議会運営委員長(山口昌亮)

先ほど開催しました議会運営委員会の審議内容について報告いたします。

発議第6号を本日の日程に追加し、追加日程第1として、日程第16の発議第5号の後に議題とし、文教厚生委員会に付託することに決定いたしました。

以上です。

○議 長

ただいま委員長報告のとおり、発議第6号を本日の日程に追加し、追加日程第1とし、日程第16の発議第5号の後に議題とし、文教厚生委員会に付託することに異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。発議第6号を日程に追加し、追加日程第1として日程第16 発議第5号の後に議題とすることに決定しました。

議案書を配付します。

議案配付

○議 長

日程第8 議案第38号 平成25年度平群町一般会計補正予算(第1号)
について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。政策推進課長。

○政策推進課長

議案第38号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。窪君。

○8番

9ページですが、衛生費、保健衛生費の予防費です。いま御説明ありましたが、風疹ワクチン接種費用の公費助成のために90万、予算措置をしていただきました。

風疹は、奈良県でも昨年度1年間と本年度に入りまして、もう3倍近く、大阪府でも約30倍近くの風疹発症がされております。この夏に本当に大変なことになるのではないかということがテレビ報道でもされておりますけれども、妊娠中に風疹にかかりましたら、胎児が心臓疾患とか障害とか持って生まれてくるということで、20代から約40代の男性、女性ですね。このワクチンを受けられてない人たちに対して今回、予算措置をしていただきます。私も5月24日、住民の皆さんのお声をいただきまして、風疹予防ワクチン接種の公費助成を求める要望書を岩崎町長のほうに提出をさせていただきましたら、緊急性を認識していただきまして、今回、予算措置をしていただいたことは、大変高く評価をさせていただきたいと思っております。交付要綱もついておりますけれども、確認の意味で、もう一度担当課にお尋ねをしたいと思っております。

まず、助成の対象者と、それから見込み対象人数、それから2番目に対象ワクチン、3番目、助成額、4番目、助成期間、それから5番目ですけれども、住民の皆さんへの、申請方式になると思っておりますが、周知方法等について御説明をお願いしたいと思います。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

何点か質問していただきまして、一つずつお答えいたします。

添付資料でお配りしてあります要綱の中にも、一応対象者というのをお書きいたしております。助成対象者といたしまして、妊娠予定及び妊娠希望の女性、それから妊婦の配偶者及び同居家族。出産後12カ月未満の女性及びその配偶者を対象ということにいたしております。見込み人数といたしまして、なかなか算定の仕方が難しいということも含めまして、大体、最近の妊婦さんの数から一応算出しまして、妊婦さんの数が大体90人ということで、その2倍ということで180人という対象ということでやっております。

それからですね、助成のワクチンなんですけれども、これは単独ワクチン、それから混合ワクチン、両方を対象といたしております。ただ、最近、単独ワクチンのほうがですね、流行しているということで、ちょっと品薄になってるみ

たいなんで、ほとんどの方が混合ワクチンという形での接種かなというふうに思っております。

それから、額につきましては、町内のほうで一応調査をいたしまして、混合ワクチンの場合でしたら、大体平均的には8,500円程度ということで回答のほうをいただいております。ということで、2分の1補助ということで、その2分の1ということで、4,200円、それからその2分の1がまた県のほうから補助金として戻ってくるという形になっております。

それから期間のほうなんですけども、一応はやり出しましたのが、新聞報道がありましたのも5月ぐらいということで、医療機関にも確認しましたら、4月以降もかなりの方が接種されてるというのを聞きましたので、一応遡及適応ということで、4月1日から接種されてる方も対象といたしまして、来年の3月31日までを期間といたします。なお、これにつきましては、当然、その当時の流行の状況も踏まえまして、一応現在のところはこういう形にしていますけども、今後、状況を見て、また対応等もしていきたいというふうに思っております。

それから、広報のほうなんですけども、医療機関のほうには一応そういう形でやらせていただくということで言っております。それから、その他の方法といたしましては、町内医療機関それから郵便局それから公共施設等にポスターを今後掲示していきたいと。それからホームページへの掲載、それから広報。場合によりましては、自治会へのまた回覧等もお願いするというのを、一応、いま、予定といたしております。

○議長

窪君。

○8番

丁寧な説明していただいて、ありがとうございます。

6月1日からとか、奈良市とかいろんな自治体によって自己負担額も、また助成の期間も違いますが、平群町は4月1日にさかのぼって遡及措置をしていただくということで、大変評価したいと思います。

ただですね、一点、生活保護の皆さん等の分に関しましては、どのような対応をされるのでしょうか。お尋ねしたいと思います。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

生活保護の方におかれましても、一応、いまのところ同様な対応という形で考えております。

○議長

窪君。

○8番

それぞれ、今回のこの助成、本当は国で一括してやっていただくのが一番いいことですが、各自治体の差があると思いますけれども、その生活保護のいろんな実態もありますので、そこは今後また検討していただきたいとお願いしておきたいと思います。

それから、もう1点だけお尋ねしたいと思います。8ページですが、8ページの児童福祉総務費で、事業・業務委託料155万4,000円を計上していただいております。いま、課長のほうからも説明ありましたが、子ども・子育て支援制度確立に向けた住民ニーズ調査ということで、私も去年12月に一般質問、このことをさせていただきまして、今回反映していただいておりますことは評価をしたいと思います。昨年8月に、国のほうで子ども・子育ての関連3法が成立しまして、社会保障と税の一体改革で、子育て分野に1兆円を超える予算が増額され、この財源を活用して各自治体が、地域の子育て支援を実施するこの自治体ですね、以前にも増して主体性が求められるということになると思います。今回、この調査ですね、再度何のための調査なのかという確認と、具体的な調査のスケジュール、また内容等、いまわかる範囲で結構ですので、お尋ねしたいと思います。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

今回補正をさせていただきました調査についての関連した質問をいただきました。

今回、調査票ということで県のほうからたたき台が来ております。前回の質問のときでもそうですが、まだ具体的に調査内容について確定したものがありません。これに伴いますこの調査、保育あるいは子育てにかかわって、全体的なニーズ調査をしていくということを踏まえて、この年度内に完了し、その上で協議会を設立をして、地域の中で地域に即した保育あるいは子ども・子育て全般についての施策について確立をしていくという流れの中で、今回、調査が実施をされます。それに伴いまして今回、調査を実施するための予算を計上させていただきました。タイムスケジュール的には、調査自身は今年度内に完了ということになっているんですが、それを踏まえて、その中でニーズをきちんと把握するようになっておるんですが、いかんせん、まだ国の段階も含めてもそうですし、県の段階でも、調査票自身がたたき台の状況で、当初提示をされていたタイム

スケジュールから大幅に遅れていくように思われます。しかし、たたき台が出ましたので、今回、予算を計上させていただいて、できるだけ、国のタイムスケジュールが遅れたとしても、当初の計画どおり実施できるように、進行していくために予算計上させていただいた経緯がございます。

○議長

窪君。

○8番

割とゆっくりなんだなあということですがけれども、本町におきましては、平成27年4月に幼保一体の施設が開園するということで、いま、皆さん、担当課、鋭意努力をさせていただいてると思うんですね。この調査をしまして、ニーズの調査、お願いしたいことは普通の本当のアンケート調査とか、そういう調査をしなければならない調査はやめていただきたいなと思うんですね。これをどう平群の子育てに、国が打ち出されてるこのニーズ調査をして、少子化対策に子育てに力点を置けということで、国から1兆円近いお金が各自治体に入ってくるわけですからね、しっかりと、やっぱりほかの自治体よりも、そんな時間の悠長なことは言てれないと思います。子ども・子育て支援事業計画を立てないといけないんですね。この調査をもとに事業計画を立てる。これを幼保一体の施設、大変皆さん、いま、保護者の皆さん、大変どうなるかという不安がものすごい蔓延してるんですね。これを反映していただかないといけないのに、割と悠長な感じも、国から待ってるというのもあると思いますけれども、そこはちょっとどうなのかなと大変不安に思うんですね。このニーズ調査をしまして、子ども・子育て支援事業計画を策定されると思いますが、そうですね。再度御確認させていただきたいと思います。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

確かにおっしゃるとおり、計画の策定というのもこの中に入っております。しかし、悠長にというふうに、確かに御指摘のとおりなんです、これは全国一斉に調査をされてきます。一律でやられていくものですし、平群町だけが単独で子ども・子育てあるいはその支援計画を策定していくというものではございません。全国的な調査に基づいて、個々の課題を含めて、各市町村がその課題に基づいて計画を策定していく。基本は全国の流れを把握するということと関連したものでございますので、平群町だけが単独で、単独の項目で調査をするという内容ではございませんので、その辺は正直、議員御指摘のとおり、私ももいら立たしい思いも含めて若干ございますが、早急にこれは確定をしな

いといけませんし、調査の目的についても大きな意味での法律では目的は明示されていたとしても、その実施するため、何のためにやっていくのかということについても、要綱等も統一した見解、統一した考え方で実施されないといけないものが、まだ明確にされていない。そういうことで、正直ジレンマも含めてございます。できるだけ速やかに対応できるようにというつもりでおりますけれども、なかなか国・県のほうでも示されていないという現状でございますので、御理解を願いたいというふうに思っております。

○議 長

窪君。

○8 番

国が、県がということですがけれども、いつものことです。ただ、都市部と一律に各自治体が計画を立てまして、それをまとめまして、さあ、皆さん、こういうものじゃないと思います。やはり、都市部とこういう私たちのような地方の自治体とは、全く子育ての環境が違いますのでね、ですから、やはりニーズをしっかりと調査をしていただいて、今回の幼保一体の施設にも反映をしていただきたいと思います。それでないと、うちは本当にタイムスケジュールが迫っておりますのでね、しっかりとこの調査、ただ単の調査と違いますので、今回の幼保一体施設等と子育てにかかわるものにしっかりと反映していただけるかだけ、御決意だけ町長のほうにお願いしましょうか。

○議 長

福祉課長。

○福祉課長

おっしゃるとおりでございます。うちのほうも、平群町の場合については、27年4月、幼保一体化施設が開設されるということでございます。

本来、国が提示したこの調査あるいは支援計画等があってもなかったとしても、27年4月に向けて、独自の調査あるいは研究等を進めながら、平群町に即した形での支援計画をつくっていくべきであろうというふうに思います。

たまたま、ほぼ同時期にこれが提示をされたということで、それと何とかという思いもでございます。しかし、何とか27年4月に間に合うように論議あるいは調査も含めて把握をしながら、できるだけ住民の皆さんの思いに沿う形で幼保一体化施設、子育て支援計画を町独自の考え方でまとめていきたいというふうに考えている次第でございます。

○議 長

窪君。

○8 番

本当に私たちは言うほうばかりですけれども、職員の皆さん、大変お世話かけますけれども、本当に実のある調査をしていただきますよう、また随時どのような調査をされるのか、また議会のほうにも教えていただきたいとお願いしておきます。

○議長

高幣君。

○7番

全然また変わったほうの話で、幼保一体化で今回の補正予算で、文化財の発掘費用として498万7,000円、約500万円補正を組まれてるわけなんです。この件に関しては、文化財の発掘ですから、出るか出ないかっていうのは、これからのことでわかりませんが、ぜひとも、もしそういう可能性っていうよりも、出た場合、じゃあ所定の委員会、議会のほうに御報告いただいて、その活用についても考えなければならないと思うんです。そのかわり、逆を言えば、それが出た場合は、幼保一体化の施設の建設っていうんですか、そちらにも今度は影響度もあるわけですから、このあたり、常に御報告を願いたいと、こんなふうに思ってます。まずそれだけお聞きします。どこですかね、所管は。

○議長

教育委員会総務課参事。

○教育委員会総務課参事

御質問にお答えいたします。

遺跡の調査、掘ってみないと実態がわからないという、そういう部分がございます、いろいろと危惧をいただいたかと思えます。それにつきましては、報告については、適時、状況を見まして御説明していきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

○議長

高幣君。

○7番

先日の全員協議会、5月31日の全員協議会では、ちょうど教育委員会の方が出席されなかったもので詳しくは聞けなかったんですが、コーナン地ですね。ここでも、いま、やられてるわけなんです。そのときは私申し上げなかったんですが、俗なうわさかもしれませんが、コーナンのところで何かが出たというふうなこともうわさで聞いております。ということは、この幼保一体とコーナンの土地っていうのは、ある意味で近場の問題ですから、あのあたりは観光産業課のほうでやっておられるのは、樺井城の問題とかを言われてるわけ

ですから、ぜひとも出てほしいし、出たらそれだけ工事は遅れるだろうと、こういう板挟みの問題もあるんですけども、必ず、先ほども申し上げましたように、御報告をいただきたいと。また、場合によっては、いま、いろんな角度でマスコミあたりもそういう文化財については興味も示してるわけですし、このあたりも十分考慮した上でやっていただきたいなど、こんなふうに思っております。これは要望として申し上げておきます。

○議 長

森田君。

○4 番

9 ページのですね、先ほど御質問がありました風疹の件なんですけどね。予防接種の件なんですけど、ワクチン接種の件なんですけども、県から補助金が出てますので、県の御指導もあったかと思うんですけども、そのことは別として、子宮頸がんのワクチンのときにですね、後遺症が出たということで、国会でもちょっと問題になったように私がテレビを見ておりましたですね。このワクチンについては後遺症等の発生の危惧はないのでしょうか。

○議 長

健康保険課長。

○健康保険課長

こういう予防接種ということで、かなりの方に接種される場合があります。当然ですね、予防接種という意味合いからしまして、全然ないということはないとは思いますが。ただですね、これにつきましては、かなり前から実施されて、いろんな症例も出ておりますので、比較的安全であるというふうに思っております。

○議 長

森田君。

○4 番

その辺のこともよく調べて、住民の方に周知徹底をお願いしたいというふうに思っております。

それとですね、民生費のところのですね、旧西保育所の測量をされるということなんですけど、これは目的は何なんでしょうか。それとですね、一部民有地が含まれておったと思うんですけども、そこも含めて測量されるのでしょうか。

○議 長

福祉課長。

○福祉課長

これも議会でも御存じだと思いますが、西保育園、既に閉園をしまして11年を経過しております。歴史的にも西保育園については、地元立で地域の皆さんが協力をして土地等も提供され、造成等もされた経緯で設立されました。それが村立、町立というふうに長い歴史を踏まえて、いま、はなさとに合流するという形になりました。閉園をしまして11年経過しておりますが、その段階で、本来であれば、民地について提供されておられた皆さんにお返しをするのが本筋でございます。町有地も一部ございます。里道も含めてございます。しかし、これは当時、まだ国調等が入っていない時期に造成された経緯がございますので、簡易な測量図面がありましたが、確定的なものはございません。したがって、一定、構図、任意で作成された図面等に基づいて、現在の所有者の方が納得した形で境界の確定をさせないと、国調の筆界未定地のままで放置せざるを得ない。所有者が自分の土地であったとしても使うことができない状況になりますので、これを早急に確定するというのは、閉園の段階から大きな課題でございました。ようやくにして、地権者全員の合意を図ることができました。それに基づいて、せんだって、くい打ち作業もさせていただきました。それに基づいて、ちゃんとした形で測量をし、国調修正、筆界未定地の確定をするという作業に踏み込んでいきたいと思っておりますので、それに伴う測量設計の費用であるということで御理解を願いたいというふうに思います。

○議長

森田君。

○4番

ということは、お借りした方にきっちりした土地をお返しするための測量だというふうに理解できるというふうに思います。

それとですね、防災諸費のところですね。総務費のところ。公有地の活用ということでですね、いろいろ考えていただけるというふうに、非常にありがたいと思うんですけども、全体的な計画ですね、公社から買い戻した土地の債権発行してですね、用地買い戻し債か、というものについても、いつごろ最終的なものが出るんでしょう。念押しのために確認させていただきます。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

公社から買い戻しをさせていただいた土地の全体的な部分ということで、この用地につきましては、公社から町に買い戻しをさせていただきまして、用先特会のほうで、いわゆる特別会計のほうで買い戻しをさせていただきました物件で、当然、本債ではございませんので、何か一つの事業目的を持った土地と

ということで、現在、いろんな事業化に向けて検討しておるようなところでございます。

今般、補正のほうで御提案させていただきました防災施設ということで、これが実現しましたら、町有地の事業化ということになりますので、当然、その暁には、一定、本債という形できちっとした起債の申請等々の起債を借りることができるということで、それに基づいて事業を行ってまいりますので、一定、財政的な効果も多々あるのかなというふうなことでの今回事業化、それに向けての事前予算ということで御提案をさせていただいたところでございます。

○議 長

森田君。

○4 番

詳細な当件の御説明をいただいたんですけども、そうじゃなくて、用地買い戻し債で、先行取得債でやると、10年間で事業化しないといけない。それは皆議員も全て承知してるわけなんですね。それとあわせてですね、公社から買い戻したとき、全体の計画がいつ出るんでしょうかというお尋ねをしてるんですけども。

○議 長

政策推進課長。簡単に。

○政策推進課長

恐れ入ります。いま、公社から買い戻した土地全体の事業化ということで、御質問であったかなというふうに理解をしております。公社から買い戻した物件につきましては、このような形で事業化できるもの、またいま、事業化に向けて鋭意検討しておるものもございますので、ちょっといつまでに全ての用地について事業化が図れるのかという具体的な計画、また具体的な手法につきましては、まだいまのところ、きちっと御説明できるものはないということで御答弁とさせていただきますと存じます。

○議 長

森田君。

○4 番

何度も申しわけないです。

9ページですね、文化財の、先ほど幼保一体化で500万ほど追加が出るという、これはまことに遺憾ですね、我々議員としてもですね、総額でどの用地がいいということの判断もしたと思うんですね。これ以外に道路の整備費がまた増えてくるわけですから、これは遺憾ということだけ申し上げておきます。

それとですね、債務負担行為の9万4,000円か。これはどういうことなんでしょうか。今回、金額上がってないんですけども。

○議長

観光産業課長。

○観光産業課長

今回、債務負担行為の補正ということで、9万4,000円を上げさせていただいています。こちらにつきましては、平成25年度当初予算において、緊急雇用の創出事業を活用して、平群町地域産業活性化促進事業ということで、直営で平群町が農産物の特産品の開発をするということの事業で予算計上させていただいております。その中で、一定、農機具が必要ということで、賃借料、使用料を計上しておったわけですが、農機具について、リースの契約が1年を超えて14カ月と13カ月のリース契約という必要がありました。それで、26年度にまたがるということで、それぞれの26年4月、5月分、4月分というような形のものを、本来、当初予算で債務負担行為ということで計上すべきところを、それが遺漏しておったということで、今回、補正させていただくということでございます。

使用料につきましては、トラクターと畝立マルチ機ということで、それぞれトラクターが4万845円、月額。マルチ機が1万1,655円ということで、マルチ機のほうが1カ月、26年度に入ると。トラクターが2カ月分ということで、合わせて9万4,000円ということの債務負担行為をしていただいています。

以上でございます。

○議長

森田君。

○4番

ありがとうございます。そうすると、25年度予算が一部減額になるというふうに理解していいんでしょうか。

○議長

観光産業課長。

○観光産業課長

25年度予算については、1年分、12カ月分の使用料を見込んで計上しておりました。ただ、そのリース契約上、14カ月と13カ月でする必要がありましたので、その1年を超える2カ月分と1カ月分について、債務負担行為を組ませさせていただいてるところでございます。

○議長

井戸君。

○ 1 番

分野別に三つあるんですけども、一つ目が 8 ページの老人福祉費の備品購入費、260 万出てるんですけども、マッサージチェアを購入するということで、いま、使えるマッサージチェアが幾つあって、新しく購入が幾つかを、確認のためお願いします、まず。

○ 議 長

福祉課長。

○ 福祉課長

24 年度に一度整備をさせていただきました。これは昨年の議会のほうで指摘をいただいて、古いということもございまして、急遽いろいろ努力をさせていただいて、あるいは他の団体からの協力も得まして整備をさせていただきました。マッサージチェアとしましては、24 年度、電気組合から 1 台をちょうだいしました。これは非常に高額なものです。それと、地域の居場所づくり事業を活用しまして、かしのき荘に 3 台、プリズムに 2 台、かしのき荘のほうにソファ 9 台を配置をさせていただいて、大幅に古いものについては、全面的に入れかえをさせていただきました。そして、今回、予算計上させていただきました 260 万というのは、先ほど、それも説明ありましたように、25 年度のコミュニティー助成事業で 250 万、それと町のほうで負担若干 10 万ほどしますが、今回予定しておりますのは、電子治療器 2 台、これは 6 人対応できます。それとマッサージチェアをさらに 5 台増設をしたいということの予定でございます。

以上でございます。

○ 議 長

井戸君。

○ 1 番

マッサージチェアを導入することは、すごくいいことだと思うんですけども、やはりいろいろ聞いてましても、こんだけの数が要るのっていう、置き場所も含めてってあるんですけども、9 台に 5 台で合計 14 台というのの根拠といたしますか、その辺、お願いできますか。

○ 議 長

福祉課長。

○ 福祉課長

何台要るかどうかというのは、正直言いまして、スペース的な問題をおっしゃっておられるのかどうかわかりませんが、スペース的にはロビーもそうです

し、入っていただきまして一番突き当たり、ロビーから左のほう、奥、お風呂のほうへ行きましたら、もともと古い健康器具等も含めて置いておりました。そこで電子治療器等も含めてございましたし、大きな場所をとっておりましたが、それを全面的に見直しをさせていただくということで入れかえをしますので、十分スペース的にも入るといふふうに考えておりますし、それと、利用者の方については、使われるときってというのは、やっぱり一時になりますので、一旦マッサージチェアに座られますと、やっぱり10分、20分、当然、連続的に利用されるというのもございます。そういうことを考えますと、やっぱりこれぐらいの台数は最低必要だといふふうに判断をしているところでございます。

○議 長

井戸君。

○1 番

私として言いたかったのは、これが何台必要かというのもそれは難しい問題とは思いますが、過去にやっぱりインターネットの導入に関しても、結構話をさせてもらったんですけども、なかなか予算がつかずというのがありました。あれで言いますと、例えば月々3,000円で年間3万6,000円、10年間でも36万円で、かしのき荘でインターネットが使い放題になるわけで、設備も要らない、時代の進歩とともにモバイルができています。だから、例えばそういうのと踏まえた場合、この9台、5台、14台、必要なのか、対比した場合にどうなのかなっていうのもあったので、またそういう意見もありましたので、今回ちょっと聞かさせてもらいました。また、この場合、100%補助ですので、どれが下りるのかとかは難しいとは思いますが、ぜひともそういう広い意味も込めて、いろんな分野で考えていただくよう、お願いします。

次、行きますけども、9ページの予防費の負担補助金ですね、衛生費の。これでは、50%、2分の1補助ということで、これもすばらしこととは思いますが、ただ、大阪市がいまでも全額補助、一部負担はありますけども、上限もありますけども、ぱっと打ち出しましたけども、この2分の1にした根拠といえますか、理由っていうのを教えていただけますでしょうか。

○議 長

健康保険課長。

○健康保険課長

いま、議員おっしゃったように、他の自治体では100%的のところもございます。ただ、これに対しましても、本来はですね、定期の段階で受けられて

ますと、それなりの抗体を持たれてたという一つのことでもありますし、それからですね、当然、個人さんの一定の負担もしてもらおうというのがいいだろうということで、町につきましては、公費と私費を折半ということで、2分の1ということで一応決定させていただきました。

○議 長

井戸君。

○1 番

これも、最初、3番目に手を挙げられたということで、補助に関して、姿勢として、すごくいいことだと思うんです。ただ、結構、若者世代から見ましても、半分の3,000円、4,000円でも結構きついという声も聞いてます。実際に、インフルエンザの予防接種の3,000円ぐらいですけども、高くて、予防ですのでね、治療だったら3,000円、4,000円ぐらいすぐ出せますけど、予防に3,000円って結構きついってというのは聞いてます。ですから、そういうことも踏まえて、今後も検討、よろしくお願いします。

最後の一つですけども、9ページの文化財保護費で、これはこの予算で関係あるかわからないんですけども、せっかく500万円というお金を出してるわけですけども、実際、現場行ってみましても、大きい企業名がどんって載ってて、コーナンですか、何かね、もったいない気がするんです。せっかくでしたら、例えば教育委員会がやってるなら、教育委員会がやってますっていう、住民の方にしたら、やっぱり今回、こういうことでもね、ほとんどやっぱりわからないんです。せっかく教育委員会が一生懸命やってても、結構知らないことが多い。何やってんのやろうというのがあるんで、せっかくお金を使ってやってるんだから、宣伝って言ったら大げさですけども、教育委員会やってますとか、幼保一体施設で予算をかけて大きくというわけじゃない、看板を建ててというのは大げさですけども、ああいう形でまた今度もひよっとしたら文化財発掘になったら、そこの企業名がどんって出るのじゃないかっていう懸念がありますので、その会社の名前を出すぐらいだったら、平群町教育委員会、頑張ってますぐらい掲げたほうがいいのかなと思うんですけども、その辺いかがでしょうか。

○議 長

教育委員会総務課参事。

○教育委員会総務課参事

御質問にお答えします。

いま、やっておりますコーナン平群店の予定地につきましては、原因者負担ということで、コーナンから重機とか作業員なんかを全部出してもらっており

ます。原因者負担です。ですから、コーナンの委託で島田組が入っていると。そういう経過がございます。ですから、今度の本日提案させていただいております補正予算につきましては、教育委員会の直営の形で予定しておりますので、ああいう形の企業名は出てこないということで御理解いただきたいと思いません。よろしくをお願いします。

○議 長

井戸君。

○1 番

わかりました。ぜひとも、また一般の人にわかるようにお願いします。

○議 長

山口君。

○6 番

いまの話をちょっと。コーナンの議論をする気はないんやけど、原因者負担だと言ったって、責任は教育委員会にあるわけでしょう。そこはちょっとはつきりしといてもらわないと。別に何もコーナンが発掘調査するわけじゃないんだからね。お金を出すというだけのことでしょ。まあ、そのことは一つ指摘しておきます。

それからですね、幾つか、相当ありますので、順番に聞きますけど、一つはきょう、開会に当たっての町長の挨拶で、24年度の決算の概略というか収支について説明されてました。今回の補正予算、ほとんど基金の取り崩しなんですね。もちろん、24年度の黒字額が実質収支で1億7,800万とかおっしゃってましたから、取り崩すお金はあるわけですから、別に問題はないんでしょうけれども、一つはですね、そういう中で、せっかく予算の審議ですからね、聞いておきたいんですが、また挨拶の中でも、土地の売り払いが2億ちょっとあるという説明もありました。それでいて、単年度の実質収支が1億5,050万っておっしゃったと思うんですが、ということは、土地売れなかったら5,000万の赤字やったとなるわけですね。そのことはいいとして、ただ、当初予算では3億2,350万の未確定財源がありましたから、それとの関連でね、あとの審議もあるんで、ちょっと聞いておきたいんですが、まだ決算のあれもはつきりしてないと思うんですが、5月の臨時議会で聞いたときは、まだ無理ですと、こういう答弁だったんで、もう出納閉鎖も終わってますからね、概算では出てると思うんで、その辺のきょう、町長の挨拶にあった見込みについてですね、もうちょっと詳しく説明していただけますか。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

関連ということで、24年度の決算の状況ということでございます。

冒頭で町長のほうから御挨拶申し上げたところでございますが、24年度の決算につきましては、非常にざっくりした金額ということでございますが、形式収支といたしまして、2億4,800万程度の形式収支の黒字ということになってございました。そこから翌年度への、先ほど繰越計算書のほうで御説明申し上げました翌年度へ繰り越すべき財源ということで、6,970万を繰り越しをして、実質の単年度収支ということで1億5,000万程度の実質収支額となったところでございます。この金額をどういうふうに評価していくのかというところでございますが、まだ、いかんせん5月31日に出納閉鎖が終わったところでございまして、まだ正直、金額の現状確定という部分でのみでしか、とらまえておってないところなんですけども、当初予算で3億2,000万ほどの何がしの未確定財源があった中、また、土地売り払い収入等々の収入見込みがあった中で1億5,000万の実質収支ということでございます。実際、この決算についての評価につきましては、まだ正直詳細については分析を終えてないところでございますので、本日のところは、こういうふうな24年度の決算の数字となったということでの御報告というふうにさせていただけたらと存じます。

○議長

山口君。

○6番

より慎重になっておられるのはわかるんですけども、本来なら、こういう議会にね、こういう機会にある程度、当初予算と、それから実際の収支、大きいもんでもいいですから、そういうものはやっぱり出していただければなというふうに思うんです。9月じゃやっぱり半年もたってますんでね。それはお願いしておきたい。

それからですね、3月議会の補正予算、それは24年度補正でしたけれども、政府のほう、安倍内閣になってですね、元気臨時交付金っていうのが出て、それに補正予算債っていうのがついてですね、そのときも3月議会でも説明ありましたが、当初、平群町が組んだ金額でいくと、元気臨時交付金については8割の負担で6,000万程度じゃないかと、こういうふうな答弁もあったと思うんですがね、そこで金額確定したのかどうか。確定したら、その金額は幾らなのか。それと、あのときには、6月で、この元気臨時交付金を使って補正予算組みたいという答弁だったんですが、今回、それが一切出てませんよね。多分、国との関係で遅れてるんだと思うんですが、それはどうなっているのか。

それとですね、もう一つは、ややこしい仕組みなんであれなんです、元気臨時交付金と、それからですね、補正予算債、3月議会での議論でも当然、本来25年度予算で使うべきものの多くがですね、前倒しでやると。ただ、実際事業は25年度入ってからになりますけれども、ということですね、国が打ち出した元気臨時交付金や補正予算債、これで平群町が本来これがなかったらですね、一般財源として必要だった経費っていうのは、あるわけですね。それがどれぐらいになるのか。その数字もあわせて説明していただけますでしょうか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

国の制度ということで、地方の元気臨時交付金でございます。国のほうからの留意事項も含めてでございますが、交付限度額ということで、額が確定したのかということでございますが、額につきましては、一応確定値ということで、5,868万2,000円ということで、現在のところ、交付限度額ということで通知をいただいております。これにつきましては、先ほど議員お述べになられたとおり、制度上、また、いわゆる二次交付的なものがあるというふうにも聞いておりますので、地方負担額等の絡みも含めまして、二次負担等についてどのように取り扱っていくのかということでございます。それは2点目の御質問いただきました、当然その部分についての補正という部分でございますが、まだその交付分につきましては、具体の金額というのが確定をしておらないということでございますので、補正につきましては、今回の6月議会では、その部分の補正については見合させていただいたところがございますので、この部分については、国の動向などを見ながら、近い時期、9月、次の議会になるのかということも含めて、次回の議会のほうで事業内容を精査した上で、補正予算等の上程をさせていただけたらというふうに考えております。

それとあと、一般財源化の部分でございますが、当然、この部分についてはいろんな事業ということで見込んでございます。具体的に、いま示された交付金額が仮に事業予算として見込めなかった場合、恐らく今回の交付を受けた金額相当分が一般財源化になったんであろうなというふうな理解はしておるところなんです、まだ、これにつきましても実際の事業が執行されていないという段階でございますので、その辺は具体的な金額というのが、正直まだ出し切れていないというのが現状でございます。

以上でございます。

○議 長

山口君。

○6 番

元気臨時交付金については、普通建設、要するに建設事業に使うということになるから、当然、そうなんだけれども、平群町の場合、本来、これまで例えば道路整備事業とかですね、下水道、また駅周についてもですね、ずっとやっている中で、この交付金を活用してですね、一般財源をできるだけ少なくするという方法をとってきたわけですね。いま、課長おっしゃった、元気臨時交付金全額は、一般財源、それで本来しなければならない事業として浮いてくるかといえば、それは一概には言えないっていうのは、そのとおりなんです。ただ、その後で聞いた、補正予算債ね。これについてはね、ほかの事業で国の補助率、それから後年度交付税算入、これらも全部基準が違うわけですよ。ほとんどずっといままでよりいいやつで認められるわけだから、当然、3月議会で24年度補正予算組んだ金額の中にですね、25年度の予定した分が入ってるわけです。それを要するに計算し直せば、当然、本来、普通にこの補正予算債ではなしに普通にやれば、例えば1億かかるのが、これを使ったことでですね、一般財源としては、要するに5,000万で済んだと、こういうことだってあるわけですね。その差額は幾らかっていうのを聞いてるんです。その点も答えていただけますか。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

いま、御質問いただきました、いわゆる財源の振りかえ等々についての試算という部分でございますが、恐れ入ります。いま、手元に資料がございませんので、また後ほど積算させていただきまして御報告させていただきたいと存じます。

○議 長

山口君。

○6 番

わかりました。それは結構です。

あとちょっと具体的な質問もさせていただきます。さっきから出てる防災諸費で400万、これは公有地の利活用についての測量調査ということなんですがね、はっきりと防災拠点施設とこう書いてるわけです。さっきからの質問の答弁を聞いててもですね、具体的に、じゃあ、ここでは測量調査ということですからけれども、実際どのような施設を想定して調査するのかね。だって、それ、

ある程度の防災施設ということになれば、一定、こういうものというイメージがないとね、調査できないんじゃないかというふうに思うんです。そこはどうなってるのか。もちろん、今年度できるというわけじゃないでしょうけれども、そのために調査するわけでしょう。調査は当然、コンサルに頼むんでしょう。平群町がやるんじゃないでしょう。結構400万って金額大きいですし、全部一般財源でしょう、これも。だから、その点を答えてください。具体化、ある程度イメージ持ってるから、予算に乗せてるわけでしょう。そこの答弁、ちょっとしていただけますか。

○議長

総務防災課参事。

○総務防災課参事

総合スポーツセンターをですね、防災拠点として位置づけましてですね、防災機能整備を図ることを目的としています。具体的にはですね、防災拠点における非常用電源の整備を考えており、太陽光パネルの設置、蓄電池、それから自家発電装置等の整備を考えております。それでですね、事業手法としましては、緊急防災減災事業で事業化できないかと、いましてね、県と協議をしております、用地購入も含めて、この事業に乗らないかということも協議をしております。もし、この事業に乗りましたらですね、起債充当100%で交付税算入が70%と非常に有利な事業でございます。まずですね、公債費の負担につきましても、20年償還ということで、公債費の平準化が図られます。等々ですね、防災事業整備の整備を図ってます。

以上です。

○議長

山口君。

○6番

まあまあスポーツセンターというたら、そのままスポーツセンター拠点にするのかなと思うけど、要するに、この前、残ってた土地、公社の名前になってた部分についての活用ということですね。スポーツセンターを防災拠点にする言うたら、いまあるそれをそのまま使うのかなというふうになりますんで、そういうことですね。その後の説明はそれでよくわかりました。それで結構です。

それからですね、文化財保護なんですけどね、もうちょっと具体的にね、どういう発掘調査をするの。何でかといったらね、その幼保一体化の地域はわかりませんが、椿井のあの辺の地域は、多くはですね、多分、竜田川の部分もあるだろうし、山側のほうについては、古代の条里制も平等寺から椿井にかけては、平群町では一番古い棚田というか田んぼが残ってる地域だと思う。当然、

担当のほうではですね、ある程度こういうもんが出るであろうというのは、当然発掘するときにはわかるわけですよ。もっと古いのは知りませんよ。弥生時代とかそんなんはわかりませんが、中世のものというよりも、どっちかという古代の条里制の関係でだというふうに思うんです。そこで私が聞きたいのは、具体的にどのような調査をするのかということなんです。もし、ここも議案とは関係ないですが、コーナンのほうもそれがわかれば、一緒に答えていただければありがたいんですが、その点、どうでしょう。

○議 長

教育委員会総務課参事。

○教育委員会総務課参事

お答えします。まず幼保一体施設のほうなんですけども、一応、建物の概要が図面として出ておまして、それに基づいて今回補正をさせていただいたわけなんですけども、建物が西寄りのところで幅の広い園舎が一つと、それからつながってるんですけども、それから北東寄りでも東西方向の園舎ということで、つながっております、その部分にですね、北東側が東西方向に調査区1カ所、それから西側のほうで2カ所、建物の部分について一応調査。約440平米を試掘調査では予定しております。そういう形です。

それから、コーナンのほうにつきましては、非常に5万平米という広域ですので、全体に幅4メートルのトレンチを入れまして、現在、地下の状況を探っているというふうな状況がございます。それから、樁井遺跡全体ということと、現在のところ、縄文はまだ見つかってないんですけども、弥生時代以降、近世までの遺跡が見つかっておまして、幼保一体施設につきましては、東側のほう、ちょっと高いところで鎌倉時代の遺構とかも見つかっておりますので、それにつながる遺跡も出てくる可能性がございますし、地下のことですので、さらに古くさかのぼった古代の遺構も出てくる可能性もあるということで、まず試掘調査をさせていただこうと、そういうふうな予定でございます。

以上です。

○議 長

山口君。

○6 番

ありがとうございます。しっかり調査していただいてですね、別に工事なんか関係なくですね、やっぱり古いそういうね、平群町のやっぱり歴史ということですからね、ちょっときちっとやっていただきたいなというふうに思います。

それから最後にですね、予算が大変大変だということで、ずっとおっしゃってるんですが、今度の補正にも出てないんですけどもね、国のほうが相当金

を都道府県に基金という形で出してますよね。これをいろんな基金、安心こども基金とかですね、医療施設耐震化臨時特例基金とかですね、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金とかですね、介護もありますし、緊急創設、これまであったやつもありますし、そういう基金を都道府県に積んで、それを市町村、自治体が活用するっていうのがいろいろあるわけですね。そういうメニュー、当然、平群町にも来てると思うんですけどもね、今回の補正にもそういうのが一切載ってないんですけども、これもさっきの話と一緒に、今回はまだ間に合わなかったけれども、9月ぐらいで活用できるものは活用していく。そういうことを考えておられるかどうか。それをいま現在、研究中なら研究中で結構なんですけど、その辺どのようにされているのか。全く考えていないなら全く考えていないでも結構ですし、その点どうでしょうか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

ただいま御質問のございました、いわゆる基金事業でございます。基金を活用したさまざまな事業施策という部分でございますが、正直申し上げまして、まだ具体的にどういったメニューがどういった事業課目の中で生かされるのかというのが、正直まだつかみ切れてないというのが現状でございます。当然、今後そういう部分でより財政が好転するような、基金メニューが選択できる事業があるんでありましたら、それは当然、調査研究しながら、そういった基金事業を活用して事業のほうをやっていきたいというのは、これは財政担当としての本意でございますので、そういった部分については、今後、調査研究していきたいというふうに考えております。

○議長

山口君。

○6番

それで結構ですけど、でもこのいま言った各種基金については、昨年12月前ぐらいから国のほうが出してきてですね、もちろん都道府県において、そこから市町村にということになるんでしょうけども、ちょっとね、その辺の研究。いま、課長、首振ってるけど、研究してないということになるやろ。斑鳩あたりなんか、もうすぐにそういうの出てきますからね。一緒に会議、斑鳩の議員としてても、話してても、こっちが知らんようなことがぱっと出てくるからね。それはもうそういうの、すぐ情報入ってきてるんでしょうから、平群町、別に何もやってないとは言いませんが、いま、僕が言ったやつは、あんまり使えるやつがいっぱいあるということではないですけども、それでもやっぱり

ね、こういう基金制度、最近国がよくやっていますんで、その点はしっかり見ていただいてですね、財源確保に生かしていただきたいということはお願ひしておきます。これはお願ひです。

以上です。

○議 長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより議案第38号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決しました。

日程第9 議案第39号 平群町公共下水道6号幹線1工区工事の請負契約の締結について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長

議案第39号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより議案第39号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決しました。

午後1時30分まで休憩します。

(ブー)

休 憩 (午前11時54分)

再 開 (午後 1時30分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

(ブー)

○議長

私のほうから1件報告事項がございますので、報告をいたします。

山口議員ほか1名から提出されました発議第5号 平群町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例について、撤回したいとの申し出があります。皆様のお手元に配付してますとおり、撤回の理由としては、6月3日、本条例を包括した発議が提出されたためであります。会議規則第20条、ただし書き、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならないとなってお

り、事件撤回請求書、発議第5号 平群町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例については議長において許可したことを報告いたします。よって、発議第5号は、本日の議事日程から削除いたします。

日程第10 議案第40号 土地所有権移転請求等に関する訴えの提起について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。政策推進課長。

○政策推進課長

議案第40号 提案理由説明

○議長

これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第40号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決しました。

日程第11 同意第1号 公平委員会委員の選任に同意を求めることについて

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局 長

同意第 1 号

公平委員会委員の選任に同意を求めることについて

公平委員会委員 三好慶男は、平成 25 年 8 月 29 日をもって任期満了するから、引き続き下記の者を選任したいので、地方公務員法第 9 条第 2 項の規定により議会の同意を求める。

平成 25 年 6 月 4 日提出

平群町長 岩 崎 万 勉

記

住 所 奈良県生駒郡平群町大字梨本 7 1 6 番地の 6

氏 名 三好慶男

生年月日 昭和 11 年 7 月 27 日

以上でございます。

○議 長

続いて、提出者の提案理由の説明を求めます。はい、町長。

○町 長

提案理由の御説明をさせていただきます。

皆様御承知のように、公平委員の職務は、地方公務員法第 8 条に明記されているとおり、職員の給与、勤務時間、勤務条件等に関する措置の要求を審査、判定し、そして必要な措置を講ずるとともに、職員に対し、不利益処分についての不服申し立て等に対する採決、そして決定するという重要な役割を持った役職であります。

三好慶男氏は、平成 13 年より 11 年以上の長きにわたって町公平委員として御活躍いただいています。今回、任期満了を迎えるに当たり、これまでの経験を生かしていただきまして、今後も公平委員として御活躍いただきたいと考えておりますので、御同意いただきますようお願いいたしまして、提案の説明といたします。

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

続いて、これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより同意第1号について採決を行います。

本案については原案どおり同意することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり同意することに決定しました。

日程第12 同意第2号 教育委員会委員の任命に同意を求めることについて

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局長

同意第2号

教育委員会委員の任命に同意を求めることについて

教育委員会委員 米田幸弘は、平成25年6月21日をもって任期満了するから、引き続き下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

平成25年6月4日提出

平群町長 岩崎万勉

記

住 所 奈良県生駒郡平群町大字久安寺1226番地

氏 名 米田幸弘

生年月日 昭和33年7月25日

以上でございます。

○議長

続いて、提出者の提案理由の説明を求めます。はい、町長。

○町長

提案理由の説明をさせていただきます。

米田幸弘氏は、現在も教育委員として長年の経験を生かしていただきまして、学校教育、社会教育の推進に御活躍、御尽力いただいております。よって、任期満了に当たり、引き続き委員として任命をいたしたいので、御同意いただきますようお願いいたしまして、提案理由の説明といたします。

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。
続いて、これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより同意第2号について採決を行います。
本案については原案どおり同意することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり同意することに決定しました。

日程第13 同意第3号 教育委員会委員の任命に同意を求めることについて

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局 長

同意第3号

教育委員会委員の任命に同意を求めることについて

教育委員会委員 篠原 紀は、平成25年6月21日をもって任期満了するから、新たに下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する

る法律第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

平成25年6月4日提出

平群町長 岩崎万勉

記

住 所 奈良県生駒郡平群町菊美台2-26-6

氏 名 北 和恵

生年月日 昭和46年6月22日

以上でございます。

○議 長

続いて、提出者の提案理由の説明を求めます。町長。

○町 長

提案理由の説明をさせていただきます。

北 和恵氏は、現在、子育て支援と地域の活性化に貢献することを目的として活動されております、へぐりK-FIELDの御代表を務めておられます。昨年は、奈良県地域貢献活動助成事業として、スポーツ、文化、防災の三つを柱とした地域貢献活動、寺子屋プロジェクトを実施されました。このように、子どもたちの教育に御熱心に取り組まれております。よって、新たに委員として任命をいたしたいので、御同意いただきますようお願いいたしまして、提案理由の説明といたします。

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

続いて、これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより同意第3号について採決を行います。

本案については原案どおり同意することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり同意することに決定しました。

日程第14 認定第1号 平成24年度平群町水道事業会計決算の認定について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長

認定第1号 提案理由説明

○議長

続きまして、監査委員から審査結果の意見を求めます。馬本監査委員。

○監査委員（馬本隆夫）

それでは、監査委員の水道事業会計決算審査結果の報告を申し上げます。

地方公営企業法第30条第2項の規定により、水道管理者から審査に付されました平成24年度平群町水道事業会計決算の審査結果につきまして御報告をさせていただきます。

審査の意見につきましては、議案と同時に皆さん方に配付させていただいております。

審査の概要は、その中の1ページに書かせていただいておりますように、平成25年5月15日から5月24日までの期間に審査に当たりました。また、水道庁舎において、所要の現地審査も行いました。あわせまして、例月に実施しております出納検査の検査事項も参考に審査をいたしましたことを申し上げます。

審査の結果につきましては、地方公営企業法、水道法、平群町水道事業給水条例等の規定に基づき、おおむね適正かつ正當に処理されていることを認められます。

なお、監査委員からの個別意見につきましては、11ページに結びとして記載をしております。

次に、決算審査の内容の概要につきまして、簡潔に報告を申し上げます。

平成24年度の給水人口は1万9,760人と、前年度と比較し、302人減少となっており、給水件数も7,685件と前年度と比較して38件の減少となりました。また、年間総排水量は228万345立方で、前年度に比べ、

5, 756立方の増加をしているものの、有収水量は204万6, 991立方で、前年度に比べて4, 199立方減少となっており、有収率は89.8%と前年度に比較して0.4ポイント低下となっております。給水収益は4億2, 753万4, 401円と、前年度と比較すると80万9, 930円の減少となりました。さらに、営業外収益、営業外費用、特別損失をそれぞれ計算した結果、69万8, 034円の当年度純損失が計上されています。この当年度の純損失69万8, 034円は、剰余金計算書に記載されているとおり、前年度繰越欠損金1億2, 775万9, 036円と合わせまして、当年度未処理欠損1億2, 845万7, 070円となります。翌年度へ繰越欠損金として処理されています。

平成24年度の決算は、69万8, 034円の純損失となり、平成14年度以来10年ぶりの赤字決算となりました。その原因は、事業収益で給水人口の減少によるもの、給水工事負担金等が減少し、一方、業務委託料など営業費用が増加していること等が主な原因と考えられます。今後の施設維持管理費用のさらなる削減に努めるよう、経営改善が強く求められることを指摘しておきます。

次に、決算審査に当たった結果、以下の点について改善を図るよう要望いたしました。まず、水道料金の未収金問題については、従前から町水道料金等滞納整理事務取扱要綱を遵守し、事務を執行するよう指摘してきたところであり、徐々にではありますが、給水停止の執行等、改善に向けて努力されているが、他の公共料金の徴収に比べるとスピード感が不足しているため、今後は、いままで以上に迅速に対応することが求められています。

また、平成24年度の不納欠損金は、20万467円であり、過年度分、現年度分も合わせて未収金は、1, 032万1, 730円を計上しています。その多くは、水道料金の未収金問題が山積みした結果と言えます。大多数の水道利用者は忠実に水道料金を支払っておられ、水道事業者は誠実な水道利用者との負担の公平性という視点を忘れてはなりません。よって、未回収の水道料金については、さらなる徴収強化に取り組むよう強く要望いたしました。

最後に、水道事業者は平成23年3月11日に発生し、未曾有の被害をもたらしました東日本大震災を教訓にし、今後、東南海・南海地震の発生が予想される中、速やかなる応急復旧の対策を講じることを念頭に、大規模な災害や事故に強いライフラインとして、危機管理体制の強化に努めることを、まずもって要望いたします。

そのためには、有事の際に対応でき得る水道施設の更新を積極的に実施することができるように計画を立てて、安定的な経営基盤を確立することが必要で

あります。また、少子高齢化による給水人口の減少や節水意識の向上、節水機器等の普及により、給水収益の大幅な増加は期待できないことから、未収金の徴収はもとより、有収率の向上等に努力するとともに、公営企業の経営意識に徹し、事業経営の総点検を行い、より一層の合理的かつ効率的な経営を目指し、安全で安心な飲料水の安定供給できることを使命として、住民生活の向上と福祉の増進に寄与されるよう、結びとして要望いたします。

以上でございます。

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○6番

昨年のね、決算委員会での答弁との関連でお聞きするんですけれども、水道施設、浄水場や貯水池、それから導水管、送水管、こういう基幹管路についてのは、耐震化について、昨年、議論。東日本大震災があった関係もあってなわけですが、そのときにですね、耐震診断が未実施だと。大滝ダムの供用に伴う県水の単価も見ながら、自己水を確保するための施設を今後どのように維持していくのか検討していきたい。こういう答弁だったんですが、そして具体的な答弁として、24年度中の検討としては、現有施設の更新に対して費用が幾らかかるのか積算していきたい。こういう答弁やったんですね。そのときにですね、私がそのときに質問したのは、平群町の公有施設が耐震化率どのようになっているのかという質問に対して、こういう答弁だったわけなんです。いまの段階でですね、24年度末という段階で、それがどのようになっているのか。先ほど言いましたように、施設の更新について、積算できてるのかどうか。その辺、答弁いただけますか。

○議長

上下水道課長。

○上下水道課長

まずですね、この決算書にもありますとおり、施設の耐震にかかわるような事業は全くできておりません。よってですね、耐震診断も含めて、耐震化については、まだ対応できておりません。それにつきましては、平成25年度予算におきまして、水道庁舎の分のですね、簡易診断あるいは、その結果に基づきまして必要であれば耐震診断をやっていくという計画、予定をしております。最終的に、診断の結果にもよるんですが、耐震性に劣るということになりますと、水道庁舎の耐震化工事も26年度以降考えていかないといけないのかなというふうに考えております。

もう一つ、施設の更新のための費用ということですが、24年度中あるいは

25年度一部かかりましたが、維持管理、保守管理をしておる業者等々に概算費用見積もりをしてもらっております。何について費用の見積もりをしたかといいますと、特に古い時代に設備されました電気関係の設備でございます。例えば、水道庁舎の中にはですね、高区配水池にポンプで送水するための設備があるんですが、そういった受電設備、変電設備、送電設備、そういった電気の盤なりが設置されてるわけですが、例えばこの盤につきましては、1978年の設置のものでありまして、更新が全くされてないと。そういったものがたくさんあるわけです。耐用年数が過ぎてるような、そういった電気関係の盤、水道庁舎があります中央受水場、あるいは三里配水池、梨本浄水場、緑ヶ丘配水池、福貴畑の高区配水池、藤城貯水池、菊美台の高区低区配水池、横原浄水場、福貴畑の鳴石配水池、榎原の中継池、そういったとこのですね、電気関係の盤ですね。そういったものの概算更新費用を出してありまして、業者見積もりでいきますと、総額で3億661万ということになっております。ただし、これはあくまでも概算の見積額でございますので、今後、こういったものの更新に当たっては、まずは専門のコンサルタント業者等に委託してですね、設計をしてもらって、その上で指名競争入札だとか、あるいは一般競争入札に付してですね、やっていくということになりますので、この概算費用が本来のやり方をしていますと、若干縮小される。入札差金等出てくるというふうには考えるんですが、いまの段階では、電気関係の盤だけでも3億を超えるような見積額となっております。

管渠につきましては、これは大方耐用年数を軒並み過ぎようとしてありまして、これの更新額っていうのは、どこからどの程度までするかということで大分変わるんですが、総額でいきますと、やっぱり100億を超えるような試算になっておりますので、またそれは計画を立てて更新をしていかないといけないかなと思っております。具体的には、こういった設備も含めまして、平成26年度中にはですね、一定、企業会計の会計規則等が変わりますので、そこで資本の見直しとかも行います。26年度予算からは、新しい制度にのっとった会計になっていきますから、そこら辺も見ながら経理を見直しながら、改めて26年度以降、更新計画については考えていかないといけないなというふうに思っております。ただ、県の受水費も、料金単価を下げてもらってはいるんですが、その効果額といいますのは、山口議員もよく御存じのとおり、平成25年度に下がった分については二千数百万。それ以前に料金単価、5円ほど下がりましたが、その効果額としては1,000万程度。合わせて三千数百万の原価が下がるということになるんですが、給水原価、その単価につきましては、25年度では少し大幅に下がるかもわかりませんが、これまでの5円下げ

られました22年度から以降につきましても、原価と供給単価の差については、ほとんど効果が出ていないのが現状ですので、今後、かなり厳しい経営を強いられることになろうかと思いますが、監査からも御指摘いただきましたように、安定的な給水ということが何よりでございますので、経営については努力しながら、必要な更新を計画を立ててやっていきたい、このように考えております。

○議長

山口君。

○6番

余計な答弁、多過ぎるのよ。いま、金のことを言ってるんじゃないくてね、盛んに施設の更新が大事だということはおっしゃってる。私はそんなこと聞いてるんじゃないくて、去年の答弁との整合性で、いまの答弁は間違ってますよ。去年こう言ってるのよ。さっき意識的に抜いたんや。言わんかったんや。「我々みずから積算していきたい」と。こう言ったんです。確かに24年、25年の2年間かけて、今後どのように維持していくか検討したいと言いながらね、とりわけ24年度中の検討については、だからいまみたいな100億とか、その前の何十億とかいう話はもちろんあるかもわからんけれども、そういうことも含めて、要するに我々みずから、我々みずからっていうのは業者に頼むこととは僕はとらんかったんやけど、いまの話やったらそれも入るのかもわからないですけれども、その点でおかしいじゃないかと。また25年やる、26年やるっていう話やってるけれども、それだったら、この議会中に、いま言った数字全部、更新の幾らかかるかというのは全部出していただいて、それとね、何も平群町単費で全部やるわけじゃないでしょう。去年もその議論したけども、国のほうが耐震化の支援策もあるわけじゃない。もちろん、町が1銭も要らんということじゃないですよ。だから、計画的にやるんでしょう。すぐには全部できないから、そんな大きい金額ね。それを言ってるんであって、それをいまみたいにととうとやね、最後は県の金安なったものまでやね、そんなもの足した金額じゃないんやということを言いたいんかもわからないけども、そういう言い方じゃない。そんなことを聞いてるんじゃないんだから、安心安全のまちづくりの点でどうなのかという、だから、東北の震災のときに、そういうライフラインがいろんなことが起こったから、ちゃんとよそも含めて、国としてちゃんと見ましようということで、去年はそういう議論やったと思うんです。だから、そのことを言ってるんでね、現にできてないならできてないでいいですよ。いま、業者に試算して、概算っておっしゃったけれども、概算で結構ですから、じゃあ、あさって委員会あるわけやからね、僕は委員入ってませんが、その資料、全部、表で出してくださいよ。とにかくようけかかるということが

言いたいような言い方はやめて、それをやっぱりきちんとね、住民の皆さんの安心安全のために、平群町としては、こういう計画でこういうふうにしていくという、そういうものを本来出すべきだと私は思うんですよ。まだできてないんやったらできてないでいいですよ。ただ、いつまでにできるか。去年はそう言って、もうそれから1年たって、いまの話じゃあ、全くやってないということじゃないけれども、去年言ったこととは整合性とれないと思いますよ。議事録見てもらったらいいけど。その点どうですか。

○議 長

上下水道課長。

○上下水道課長

議員も長々とおっしゃいますけども、私が答弁したことで、それで足りるのかなという。特に的外れな答弁はしてないというふうに考えますが、業者見積もり等々で受電設備等々につきましてはですね、表としてありますので、それについては提出させていただきます。それ以外、管渠等々につきましては、まだそれはできておりませんから、お出しすることもできませんが、要するに、別にですね、国の補助金だとか起債だとか、使えないという話はしてないですし、それも含めて必要な更新工事はやっていくつもりはしております。

○議 長

山口君。

○6 番

こんな話したくないけどね、それやったら最初の最後の答弁余計でしょうっていう。それが言いたいがために、事前に金額がたくさんかかるという話したように聞こえたわけですよ、私は。私のほうがうがった聞き方をしてるのかもわかりませんが、ただね、さっきも言いましたように、我々みずから積算していきたいってはっきり言ってるんよ。さっきの話やったら、業者に概算見積もりをしてもらったってこう言ってるんですよ。これは整合性とれんのかっていうことも含めて言ってるわけや。

○議 長

上下水道課長。

○上下水道課長

何かそういう一部言葉じりを捉えておっしゃいますけども、そういう意味で答えたのではないと思います。みずからって答えたのかどうか、どんなことでもね、例えば所定コンサルタントなんかには設計もしてもらうことも含めてやるわけですから、職員がですね、受電設備から何から積算をして、それは正直言って不可能な話ですから、必要な部分は外注、委託しながらですね、更新費用

を積算していくわけですから、私はそういう意味で申し上げたんじゃないというふうに思っております。

○議 長

山口君。

○6 番

余りやりたくないけどね、わざわざみずからって言ったところに僕は意味があると思うんですよ。何もそれを責めてるわけじゃなくて、あのね、余りにも概算という言い方とか、大ざっぱな話にしかなってなかったからね、1年前の、じゃあ決算のこの議会での議員、あのときは何人か耐震の問題ではおっしゃったと思う。そういう議論があって1年たってどうなってるかという質問をしたときにね、先ほどの程度の話しかですね、出てない。本来なら、事業としてこういうことをやりましたというのは報告あってしかるべきだと思うんですよ。僕は大事な問題やと思うから言ってる。何もね、言葉じり捉える気はないけども、わざわざみずからって言った場合は、私はそうとった。それはまあ、いま課長おっしゃったことも一理あるから、このことはいいですけども、ただ、それでも1年たってるのに、こういう大事な問題でやっぱりきちんとね、本来ならきょうのところで私はもっと報告しとくべきやというふうに思いますよ。

いま、出せる範囲で資料出すということなんで、あと、25年度も含めてって去年おっしゃってたから、まだもう1年ありますけども、どれぐらいの資料が出るのかわかりませんが、相当金かかるような話なんでね、それを計画的にやっぱりやっていく必要があるということであれば、今後の作業も含めて、行程というか、細かい話は別にして、いつぐらいまでこうこうこうという計画的なですね、ものを、できたら出していただければと思うんですが、それはよろしいですか。出せる範囲で結構ですけど。

○議 長

上下水道課長。

○上下水道課長

いま、出せる範囲としましては、業者見積もりを中心としました電気設備の更新費用の概算額。3億600万という額で出ております。いま時点でね、この3億何がしかの年次計画等、とても出せる段階ではありません。25年度の決算なんかも見据えながら26年度の予算も含めてですね、考えていかざるを得ない。1,000万、2,000万の話じゃありませんので、まだしばらくは基本的な調査等々になっていこうかなと思います。出せる段階では、当然、また議会のほうにも御報告させていただきます。

○議 長

山口君。

○6 番

あのね、もちろん財政のことあるから、全部が全部このとおりにきちっとは言わないけれども、せめてこれぐらいではやっていきたいと。だってあれでしょう。相当老朽化してるということであれば、いつつぶれるかわからんと。そしてたら、そういうふうになにか、そういう緊急の事態になったら、それは金があろうがなかろうが、やらざるを得んようなわけでしょう。だから、僕は計画を持つていうのは、去年の話やったら、計画的にやるって、調査するということであれば、当然、そういうことも含めてね、今後計画、いますぐって言うんじゃないんですよ。あさって出すっていう話じゃなくて、計画はやっぱり25年度中に私はつくるべきやと思いますよ。相当老朽化してるというさっきの最初の答弁であればね。そうでないと安心できないでしょう。いつ壊れるかわからんみたいな話では。いや、そんなことはないですよ、まだまだもちますよと。でも耐震診断もしてないわけでしょう。ほな、もつかどうかわからないじゃないですか。だから別に何も絶対こうやということじゃないけども、こういう緩やかな計画をつくっていきたいというのは、私はある程度やっぱり出すべきやと思います。そうでないと、全然計画立たないでしょう。何年たっても構へんねんっていうんやったら、そんなん、みんな忘れたころ終わるのか、もう結局してないのかっていうふうなことになりかねないからね、だからいますぐとは言いませんが、そういうことも含めて具体化してもらわないと、下がった分は全部そういうところに金かかるからで終わらせられるような問題じゃないというふうに思うんですよ。それが大事だというんなら、そういうことも含めて出していただければ。これは要望にしときます。

○議 長

上下水道課長。

○上下水道課長

出さないと言ってるわけじゃないです。当然、時間がかかると申し上げております。で、山口議員におかれましては、これまでの議論と違いまして、非常に設備の更新に御理解をいただいているということで思っております。それにつきましては、やはり時間はかかりますが、更新についても計画を立ててですね、もちろん議会にもお示ししながら進めてまいりたいというふうに存じております。

○議 長

山口君。

○6 番

揶揄するような答弁やめてもらわれへんかな。いま、値下げの話は値下げの話でしてあるんであって、更新があかんなんて一言も言ったこともないし、いままで理解してなかったわけでもないんです。ただ、値下げをできない理由にそんなことを言うから、でも県が下げてきたのは、平群町の更新の話とは別でしょうという話をこの場で議論してるんであってね、そういう一言、それこそ揶揄するような言い方やないか。それはちょっとおかしい。そんな答弁、もうここでやりたくないけれども、金の話とは別の話してるのにやね、自分のほうが一緒くたにしてんのやないか。理事者のほうが。そうでしょうが。別に県が値下げせんかったって、更新はせなあかんのでしょうか。それはそういうふうに答弁してたじゃないですか、これまで。だれもいままでそんな更新すること、そんな必要ないなんて言ったこともなければ理解してないことでもないでしょう。古くなったら、それは新しく取りかえるの当たり前でしょう。安心安全なら当然そうじゃないですか、水道なんて。何でそんな言い方するかな。議長、ちょっと注意してください。

○議長

上下水道課長。

○上下水道課長

料金とは別の話にはやっぱりならないっていうのはね、やっぱり経理上、長期的な経営を考える中で、更新とは別に料金を下げるなんていうことには、やっぱりならないわけでね、それは一緒くたの話にどうしてもなるわけです。そういうことで申し上げてるだけで、別の話でしょうということでおっしゃるのであれば、それは別の話には経営上ならないですと言うしかないわけです。

○議長

山口君、ちょっと待ってください。

○6番

一言だけ。

○議長

山口君。

○6番

そこがおかしいんで、別っていうのは、そういう意味で別じゃなくて、あなたは私が今回初めてね、更新とかそういう設備の更新で理解をいただいてって言った。そこを言ってるんです。私いままでから更新のことでそんなこと言ったことない。ただ、県が値下げをしようがしまいが、更新は必要なんでしょう。だから値下げした分を全部そっちに使いますという話にはならないよ、そこでは見解の相違があるかもわからんけども、何も全く別でどうのこうのって、

別ってというのは、そういう意味で別って言ったんであってね、もう話を取り違え過ぎてる。だから、もういいけど、とにかくさっきの話に戻しますが、さっきも計画が出せる段階で出すって、じゃあ、25年度中に出せるんですね。それだけ確認します。

○議長

上下水道課長。

○上下水道課長

老朽化した施設全てということになると、水道管路施設も含めての話になりますので、これは25年度中にはとても出しようがございません。額的な話でいきますと、恐らく25年度、26年度あたりで管路の耐用年数が過ぎるようなものが、やっぱり数十億単位で出てきますので、これを更新するという計画にはなかなか得ないというのもありまして、ですから、全て老朽施設を更新するというイメージではなくですね、その中で緊急性の特に高いと思われる分について、具体的に施設名を出してですね、比較的短い年次における計画ということになるかと思えます。25年度中に判断できるのはその程度のことになるかと思っております。

恐らく、先ほど話を蒸し返すようで申しわけないんですが、みずから計画を立ててと私が答弁したのであれば、それは県水の受水費が値下げになったことによって、そのときに県営水道のほうがですね、受水市町村の経営計画といえますか、今後の老朽施設等の更新費用も含めた経営計画に近いような資料を県のほうがつくって、各市町村に配られたと。それは非常によく参考になるんですが、県がつくったものだけじゃなしに、平群町としてみずからもつくっていないといけないというような意味での答弁だったかなと、いまちょっと思い出しましたので、補足させていただきます。

○議長

山口君。

○6番

それはどういう意味で言ったんか知らんけど、はっきりと24年度中の検討としては、現有施設の更新に対して費用が幾らかかるのか、我々みずから積算していきたいという、こういう流れやからちょっと違うと思うけど、もういいです。

あのね、もう一つはね、藤城池の問題もありますからね、自己水がいま、きょうの決算でも自己水比率が相当下がってきてます。一時20超えてたのが、いま、もう20切って18ぐらいですね。ほんで、県水が八十二、三%になっていますから、ほとんどもう県水依存になってきて、去年もその話も出て、藤城

池だけじゃないですよ。自己水をどうするのかと。ただ、維持管理の問題で、そのときの答弁でもいろいろ老朽化してくるんで、ぶっちゃけた話、それに金をかけるほうがいいのか、県水に切りかえたほうがええのか、そういうことも検討したいと、こうおっしゃってた。だから余計ね、管路は別に県水、自己水関係ない部分のほうが多いですけども、施設についてはね、施設についてはそういう判断もしなければならぬわけでしょう。遠い将来か近い将来か、建物の老朽化によって違うと思いますけれども、そういうこともあるんで、だから、いま、目で見てというか、すぐわかるような、土に埋まってない部分での施設についてはね、どうするかという検討は早目にして、議会にも決まってからじゃなしにですね、その辺の検討の経過についてもですね、やっぱり諮っていただきたいなというふうに思うんですが、その点ではどうですか。

○議長

上下水道課長。

○上下水道課長

そこら辺のことについても、自己水の施設を例えば取りやめて、県水道に全面的に移行するというような話になりますと、これは当然、議会のほうにも諮ってですね、御相談しなければいけない大きな話になろうかと思っております、当然、それは必要だと考えております。

せっかくの機会ですので、少し自己水の設備について御説明しますと、浄水施設、槻原浄水場、これは藤城池の池の水をとって浄水してる施設、梨本の浄水場、これは吉新等の井戸からくみ上げたものですね、槻原浄水場から合流した水、県水もそこでブレンドされてます。西宮の浄水場、これは西宮の井戸からくみ上げている。そこら辺、特に井戸の水につきましては、くみ上げられる量が年々かなり減ってきているのも事実です。槻原の浄水場につきましても、かなり老朽化してる。ここら辺の浄水場の更新を計画するに当たって、耐用年数等々を考えますと、平成29年度ぐらいが一つの区切りになってくるということはおわかっております。いま時点でも、かなりごまかしごまかし使ってる部分もあるんですが、故障した機械は対症的に交換しながら、いまでも浄水設備、自己水の設備は使っております。29年度に全部更新するとなりますと、かなり大きな費用が逆にかかる。3条予算でいいますと、県の料金が下がっておりますから、ほぼ自己水ととんとんぐらいになるという見込みはあるんですが、自己水のそういった浄水設備を除却するとなると、やはりかなりの費用がかかる。そういうことを考えますと、使えるところは使いながら、徐々に減らしていくというようなことも考えていく必要があるかなと。井戸の設備でも、これ以上しゅんせつしたり修理しても、余り水が出ないというような見込みの

井戸については、場合によりますと、29年度までに廃止することも考えなく
てはいけませんし、それは使いながら、様子を見ながらということになります
が、区切りとしては平成29年度にどうするか。自己水を取りやめるのか県水
に移行するのかということをはっきりとさせなければいけない時期がそのあた
りかというふうに考えております。

○議 長

山口君。

○6 番

別に全部ってということないけど、去年、そういう議論があったからね、それ
も含めて、町としての検討というのは、そういうことも含めて検討ということ
やから、そうでないと議論できないから。ただ、去年の話では、24年度中に
ある程度というような話があったんで、それを出していただきたいと。24、
25年、2年ぐらいでというような話だったからね、いま、当然それが動いて
るわけやから、さっきの答弁では、一部電気系統なんかについては見積もりも
してるという、概算も出してるということなんで、ちょっとこれはね、せやけ
ど、私はやっぱりある程度スピード感持ってやったほうが、もちろん更新はす
ぐにできるとか、結論はすぐ出ないにしても、そういう方向性についてはです
ね、早くから私は議論していくべきだというふうに思いますので、そのことは
ですね、先ほどからの議論の中でのですね、耐震化も含めてですね、進めてい
っていただきたいということはお願ひしておきたいと。

それから、去年の答弁書はもう一回よく見てください。それだけは言っとき
ますわ。

○議 長

確認をしておきますけども、上下水道課長、先ほどの主な施設等についての
耐震化工事についての概算の額については、委員会で資料出すということです
か。概算の額。3億幾らの。

○上下水道課長

電気設備類の概算金額の一覧表については、お出しできます。

○議 長

はい、わかりました。

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

本案については6人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については6人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。決算審査特別委員の名簿を配付いたします。

名簿配付

○議長

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、議会運営委員会で内定しております。お手元に配付いたしました名簿のとおり、6名を選任し、委員長に奥田君、副委員長に森田君をお願いしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、ただいま申し上げましたとおり、決定いたしました。

御多忙のところ恐縮ではございますが、6日の決算審査特別委員会、よろしくお願いいたします。

2時50分まで休憩をいたします。

(ブー)

休 憩 (午後 2時36分)

再 開 (午後 2時52分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

(ブー)

○議 長

日程第 1 5 請願第 1 号 家庭ごみの有料化実施の凍結を求める請願書を議題といたします。

請願文書表の朗読を求めます。局長。

○局 長

それでは、朗読いたします。

平成 2 5 年第 3 回平群町議会定例会請願文書表

受理番号 第 1 号

受理年月日 平成 2 5 年 5 月 2 2 日

件名 家庭ごみの有料化実施の凍結を求める請願書

請願の要旨

要旨 家庭ごみ有料化の 2 0 1 3 年 1 0 月実施を凍結すること

理由 昨年 1 2 月議会において、「ごみ減量のため」として家庭ごみ有料化が決められました。

いま、地球環境を守る上からも、ごみをいかに減量するかが大きな課題になっています。

生ごみの徹底した堆肥化、分別収集の一層の推進を図って、資源効率化を向上させるなどの施策が必要です。平群町のごみ減量の施策は、昨年 4 月からの廃プラ、トレー、ペットボトルのステーション回収、1 0 月からの段ボール出し禁止などが始まったばかりです。いま行っている施策に対する検証もなく、また、町主催の「ごみ懇談会」でも有料化に対する反対や減量効果に疑問の声が多数出されました。

ごみ減量を理由にした有料化の実施には住民合意が得られていません。したがって、ごみ有料化の 1 0 月からの実施は凍結し、行政のイニシアチブと住民の協力によって、ごみ減量を進めるべきと考えます。

地方自治法第 1 2 4 条の規定により、上記のとおり請願書を提出します。

請願者の住所及び氏名 生駒郡平群町福貴 1 0 4 9 - 1 0 6 奥村妙子

生駒郡平群町樺台 3 - 4 - 4 大倉賢太郎

生駒郡平群町若葉台 4 - 1 3 - 9 稲月敏子

紹介議員 山口昌亮 植田いずみ

付託委員会 文教厚生委員会

以上でございます。

○議長

請願の趣旨説明について、紹介議員の説明を求めます。植田君。

○5番

それでは、趣旨説明のほうを私のほうからさせていただきます。

請願書の理由でも述べられていましたが、昨年12月の議会において、ごみ減量のためとして、家庭からの可燃ごみについての有料化が決められました。人が生活していく上で、ごみは発生します。このごみをいかに減量していくかが、地球環境を守る上でも大きな課題となっていることは確かです。その意味では、ごみの減量の必要性を多くの住民の方々が共感し、協力していただける問題だと考えます。

平群町では、ある意味、本格的なごみの減量の取り組みが始まったのは、ごみボックスへの助成やネットの配布、また昨年度24年度の4月から、ごみステーションでのペットボトルやトレーなどの回収、また10月からの段ボールでのごみ出しの禁止などです。

本来、このように取り組みを進めていく上で新たな体制をとれば、当然その検証が必要です。しかし、その検証もなく10月から有料化を実施すること、このことについては疑問の声や反対の声が町主催のごみ有料化の説明会でも多く出されてきました。私も当然な意見だと思います。

今回、住民3名の方から有料化実施の凍結を求める請願書が出され、それに賛同する署名が1,200筆を超えて提出されています。実際、ステーションでのペットなどの回収が始まったことで、23年度に比べ、24年度の可燃ごみの量は前年度の92%となり、段ボールでのごみ出し禁止になった10月から3月を前年度と比較すれば、前年度比88%に減少しています。

また、段ボールの回収自体を禁止したことで、3月4月だけのデータですけれども、前年度比85%に減ってきています。

このことから、回収体制の整備やさらなる住民へのわかりやすい分別冊子等での住民への分別協力を進めていくこととあわせて、生ごみの堆肥化などの促進などを進めていけば、住民負担を増やすことなく減量を進めていくことは可能だと考えます。

私自身、この署名をもって住民の方とお話しをさせていただく中で、少ない住民の方から無料だから分別も頑張ってやっている。有料になったら分別せずに袋に突っ込んでしまうという意見や、頑張って分別している者まで負担させられることは納得できない。それなら、家族数などに応じて無料袋を配布し、それを超える分については有料袋を買うようにしてほしいなどなど、いろんな意見が聞かれていました。

このような点からも、住民説明会の状況からも、住民合意が得られているとは到底考えられません。

よって、ごみの減量と有料化は別の問題と考えることから、住民負担をせずつごみ減量の施策を住民に示し、住民の理解と協力を求めていくことに行政としてのイニシアチブを発揮していただいて、ごみ減量を進めることが本来の行政の姿勢だと考えることから、請願への採択をよろしくお願いいたします。

以上、趣旨説明といたします。

○議 長

これより質疑に入ります。戎井君。

○ 2 番

懇談会でもそうでしょうし、それから、去年我々が行った議会報告会でしたか、でもこの有料化について疑問視した、あるいは反対という趣旨の意見があったことは私も知っておりますけれども、いまの御説明ですと、そういう声があるから、この下から何行目かの住民合意が得られていませんと断定しておられるその理由は、それだけなんですかね。ちょっとそれを伺いたいんですが。

○議 長

植田君。

○ 5 番

私もごみの有料化の説明会に出させてもらって、8割方そういう声があったということ、それと、この間、地域を回っていく中で、署名をいただく中で、大体お話しをさせてもらって、9割近くの方々が署名に賛同していただいている。そういうところから、ある意味、住民合意が得られてないというふうに判断しておりますので、そういう形でここには、この間の状況から判断して住民合意が得られてないというふうに書かせていただきました。

○議 長

戎井君。

○ 2 番

もう1点伺います。去年の12月議会で、この有料化は決まりました。私も含めてですけれども、ここにおける議員は全て選挙によって住民から付託を受けて議会に出ておるわけです。そして、その議会の構成人員の多数が賛成をして有料化が決まったわけですが、そのことと、いま、住民合意が得られてないといって断定されることとの関連はどのようにお考えになるのか教えていただけませんか。

○議 長

山口君。

○ 6 番

関連をどういうふうを考えるか。それに答えるっていうのは、ちょっと難しいと思うんですけども、基本的に議会で決まったこと、じゃあ議会で決まったら、後、訂正は全くできないのかといえ、そうでは私はないと思う。選挙で選ばれたとおっしゃいますけれども、いろんな政策を議員それぞれが訴えて選挙に出てますので、もちろん一つのことではありませんから、このごみの問題だけで選挙をやった人はいないと思いますし、それだけをもってですね、いまのような意見というのは、私はちょっと違うんじゃないかなと。

それともう一つは、当然ね、住民アンケートをとったわけでもないですし、もちろん、これで住民投票したわけでもないですから、もちろん最初におっしゃった合意とは何ぞやということになれば、非常に難しい問題にはなりますけれどもね、基本的にこの請願を出された3名の方の思いがここにあるんであって、それに賛同された、全世帯回ってるわけじゃありませんから、あれですけども、それぞれこの人たちが訪問されて、訪問なり、また道で会われて署名された方の思いっていうのは、やっぱり減量は皆さん必要だと思ってるけれども、どうして有料化なのかということに疑問を持ってる方が多くいらっしゃるということなんです。議会は12月議会にそれを決めましたけれども、紹介議員になってる私たち2人は当然、反対はしています。そういうふうに議会の多数で決まったことであっても、住民の方々が疑問を持たればですね、それに対して請願という法のもとに決められたですね、手続に沿って、もう一度議会のほうで判断をいただく。それは当然のことですから、それをどうのこうのというふうに質問されても、私は答えようがありませんし、住民の権利を私は守るべきだというふうに思いますので、その答弁で当たってるかどうかわかりませんが、いまの質問に対してはそのようにお答えさせていただきます。

○ 議 長

戒井君。

○ 2 番

私は議会で決まったことに対して異論を住民の方が唱えられることに対して何も言っておりません。異議があるんやったら、こういう請願書を出されることは法律で保障されてることですから、そのことについてとやかく言ってるわけではありません。ただ、少なくとも、このことで選挙をしたことではないけれども、しかし、そのことが選挙の争点にならなかつても、後に行政側から出された議案に対して賛成をすることは、ほかの議案でもたくさんあるわけですから、それで議会で多数の人がこれでよしということで賛成したことに対しては、そう簡単に凍結というような、意見があるのは結構ですけども、そうい

うことになるためには、もっともっと説得力のある理由が要るのではないかな
ということで御質問をしたわけでして、私は結論的には、やっぱり住民の代表
である議会が多数で議決したことです。理解してもらおう努力をするという
ことを前提に、やっぱりこういう請願書を、付託されるんですから、僕、委員
と違うんで、ここでちょっと意見を言っときます。

以上。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

請願第1号 家庭ごみの有料化実施の凍結を求める請願書については、会議
規則第92条の規定により、文教厚生委員会に付託したいと思いますが、異議
ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本請願については文教厚生委員会に付託する
ことに決しました。

続きまして、

追加日程第1 発議第6号 平群町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正す
る条例について

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。はい、局長。

○局長

それでは朗読いたします。

発議第6号

平群町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条第
2項の規定により提出する。

平成25年6月4日

提出者 高 幣 幸 生

賛成者 馬 本 隆 夫
" 繁 田 智 子
" 窪 和 子

平群町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例について
平群町乳幼児等医療費助成条例（昭和48年12月平群町条例第37号）の
一部を次のように改正する。

第1条の2第2項中「12歳」を「15歳」に改める。

第3条中「(小児にあつては、入院に関する給付に限る。)」を削る。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の平群町乳幼児等医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に関する医療費の助成については、なお従前の例による。

以上でございます。

○議長

提出者の提案理由説明を求めます。高幣君。

○7番

ただいま局長のほうから提案の朗読がございましたが、私のほうから、もう少し詳細にお話しを申し上げます。

その前に、冒頭に申し上げますが、平群町議会は議会基本条例というものを制定して現在に至っておりますので、本日は私が申し上げるのは、ある種の提案ということでお受け取り願いたいと、こんなふうに思います。

本町の人口は、毎年減少いたしております。各位も御承知のことと思っておりますが、いよいよ1万9,000名を割れる状態でございます。この人口の減の問題での大きな要因は何であるかを、いつも考えております。人口はまちの根幹であり、減少に歯どめの施策が本町の喫緊の課題であります。全国各地の自治体もいま、同様に悪化をしているということで悩んでおられます。

私は、基本的に、町民の皆さんとともに議会に参加させていただき、そしてまた、今回、5次総審議会にも参加させていただきました。その中で策定した、まちの10年後を見る5次総では、人口は1万8,000人としている実情を考えねばなりません。その5次総の附帯条件では、定住促進に向けた各種施策の実施による効果として、都市整備による効果を踏まえた人口推計として、1万8,000名となっております。その一つには、子育て支援策で医療費助成

の支援策充実もこの5次総の中に掲げております。それは、若年世帯の流入促進と流出防止策でもあります。5次総の審議会でも、この人口問題が大きな課題と認識されていきました。人口増を図るっていう、いわゆる行いうっていうことは、いまの平群町では最大の課題でございます。このためには、若者世帯の動きが最大の課題であり、この何年かの人口減少は、町民の皆さんも大きな話題にされております。しつこい話でございますけれども、この急激な少子化への対応はどうあるべきか。若い世代の流出防止策はどうであるべきか。これを考えねばなりません。非常にまちもせっぱ詰まった課題になっているのではないかと思います。

そういう観点から、この際、私は義務教育の最終年までの医療費助成が町内若年世帯のまちに対する不満の解消につながり、これからの新しく転入を考える若者の皆さん方の最大の効果ではないかと私は思っております。そういう意味で、町外の方にも、いろいろな面から平群町の若年世帯への厚遇を訴えるときではないかと考えております。この効果っていうのは、毎月ですか、県から推定人口発表もございますし、また、他町の人口の動向も見ておりますが、非常に効果が上がっているように聞き及んでおります。そういうことを考え、この条例の問題を発議した次第でございます。ぜひ皆様方の御賛同を得たいと。特に人口課題というものは、何か施策を打っていかねばできないと。こういうことに私は確信いたしておりますので、ぜひ、議員諸氏の御賛同、これを御理解いただいて御賛同いただきたくお願い申し上げ、趣旨の説明とさせていただきます。ありがとうございました。

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。森田君。

○4 番

私もですね、高幣議員のですね、考え方には共感を覚えるものでございます。企業はですね、価格競争とかいろいろ時代が入ってですね、地方自治体のほうも政策競争に入った時代だというふうに一般的に言われておりましてですね、それは理解するんですけども、これによって高幣議員はどれぐらいの負担が出てくるようにお考えになっておられるのかお尋ねします。

○議 長

はい、高幣君。

○7 番

行政専門でございませんので、金額的には余り詳しくは言えないと思います。ただ、基本的には、この問題に関しては、皆さん方の御賛成を得ることによって、議会から行政に対してお願いをし、行政側でこれを十分に見ていただきました

いと。そのために今回、この施行についても、1月というふうに時間をつけて、やはり考えていただくということをお願いするためにやっておりますので。

発言する者あり

○7 番

そうじゃなくって、財源を考えてもらうわけです。はい。そういうことです。

○議長

はい、馬本君。

○12番

基本的に、小学校、いま、入院は年間大体300万でございます。通院は2,400万ぐらい。それで、大体それで小学校の人口が1,000人ぐらいを想定している。並びに、中学校につきましては、360人ぐらいの想定してます。それで、中学校の分については900万。想定しまして、3,600万ということで、入通院という。けれども、この積算につきましても、基本的にどこの原点をもってやるかということで、非常にいろんな数字が違ってくると思えますけれども、この積算根拠は、年長の子どもが小学校1年へ行ったと。そのようなその基準をデータの金額の出し方をしております。一応そういうことで、3,600万。けれども、小学校、中学校に後年度なりますと、体も丈夫になり、お医者さんにお世話になる機会が少なくなっていくと。けれども、このいま3,600万円につきましては、いま言うた年長から小学校1年に入るときの、一応積算根拠でございます。そういうことでございます。3,600万でございます。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案は、会議規則第39条の規定により、文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案は文教厚生委員会に付託することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしましたので、これをもって散会いたします。

(ブー)

散 会 (午後 3 時 1 2 分)